七戸町過疎地域持続的発展計画

(令和８年度～令和 12 年度)

令和８年３月 策定

青　森　県　七　戸　町

七戸町過疎地域持続的発展計画

目　　次

１　基本的な事項

（１）七戸町の概況　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　１

ア　自然的・歴史的・社会的・経済的諸条件の概要　・・・・・・・・　１

イ　過疎の状況　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　４

ウ　社会経済的発展の方向の概要　・・・・・・・・・・・・・・・・　５

（２）人口及び産業の推移と動向　・・・・・・・・・・・・・・・・・　７

ア　人口の推移と動向　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　７

イ　産業の推移と動向　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　９

（３）行財政の状況　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　９

ア　行政　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　９

イ　財政　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１０

ウ　施設整備水準の状況　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１１

２　過疎地域等の持続的発展の基本的な考え方

（１）地域の持続的発展の基本方針　・・・・・・・・・・・・・・・・１３

（２）地域の持続的発展のための基本目標　・・・・・・・・・・・・・１３

（３）計画の達成状況の評価に関する事項　・・・・・・・・・・・・・１４

（４）計画期間　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１４

（５）公共施設等マネジメント計画との整合　・・・・・・・・・・・・１４

３ 持続的発展のために実施すべき施策に関する事項

（１）　移住・定住・地域間交流の促進、人材育成

ア　現況と問題点　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１５

（ア）　移住・定住・地域間交流の促進、人材育成　・・・・・・・・１５

（イ）　広域連携　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１５

イ　その対策　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１６

（ア）　移住・定住・地域間交流の促進、人材育成　・・・・・・・・１６

（イ）　広域連携　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１６

ウ　計画　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１７

（２）　産業の振興

ア　現況と問題点　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１８

（ア）　農業　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１８

（イ）　林業　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　１８
（ウ）　商工業　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　１９
（エ）　情報通信産業　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　１９
（オ）　地域産業おこしと地場産業　・・・・・・・・・・・・・・・・・・　１９
（カ）　観光の開発　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　２０
イ　その対策　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　２０
（ア）　農業　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　２０
（イ）　林業　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　２１
（ウ）　商工業　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　２１
（エ）　情報通信産業　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　２２
（オ）　地域産業おこしと地場産業　・・・・・・・・・・・・・・・・・・　２２
（カ）　観光の開発　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　２２
ウ　計画　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　２３
エ　産業振興促進事項　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　２４
オ　公共施設等マネジメント計画との整合　・・・・・・・・・・・・・・　２４

（３）　地域における情報化
ア　現況と問題点　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　２５
イ　その対策　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　２５
ウ　計画　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　２６

（４）　交通施設の整備、交通手段の確保
ア　現況と問題点　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　２６
（ア）　東北新幹線、国道、県道、町道　・・・・・・・・・・・・・・・　２６
（イ）　農道・林道　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　２８
（ウ）　交通手段の確保　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　２８
イ　その対策　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　２８
（ア）　東北新幹線、国道、県道、町道　・・・・・・・・・・・・・・・　２８
（イ）　農道・林道　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　２９
（ウ）　交通手段の確保　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　２９
ウ　計画　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　３０
エ　公共施設等マネジメント計画との整合　・・・・・・・・・・・・・・　３３

（５）　生活環境の整備
ア　現況と問題点　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　３４
（ア）　水道施設　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　３４

（イ）　下水処理施設　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　３４
（ウ）　環境衛生　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　３４
（エ）　消防・救急・防災体制　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　３５
（オ）　町営住宅　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　３５
（カ）　公共施設　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　３５
イ　その対策　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　３５
（ア）　水道施設　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　３５
（イ）　下水処理施設　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　３６
（ウ）　環境衛生　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　３６
（エ）　消防・救急・防災体制　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　３６
（オ）　町営住宅　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　３７
（カ）　公共施設　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　３７
ウ　計画　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　３７
エ　公共施設等マネジメント計画との整合　・・・・・・・・・・・・・　３８

（６）　子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進
ア　現況と問題点　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　３９
（ア）　子育て環境の確保　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　３９
（イ）　高齢者福祉　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　３９
（ウ）　障害者福祉　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　４０
イ　その対策　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　４０
（ア）　子育て環境の確保　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　４０
（イ）　高齢者福祉　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　４０
（ウ）　障害者福祉　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　４１
ウ　計画　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　４２
エ　公共施設等マネジメント計画との整合　・・・・・・・・・・・・・　４３

（７）　医療の確保
ア　現況と問題点　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　４４
（ア）　医療　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　４４
（イ）　保健体制　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　４４
イ　その対策　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　４５
（ア）　医療　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　４５
（イ）　保健体制　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　４５

（８）　教育の振興
ア　現況と問題点　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　４５
（ア）　幼児教育　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　４５
（イ）　学校教育　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　４５
（ウ）　社会教育　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　４６
イ　その対策　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　４７
（ア）　幼児教育　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　４７
（イ）　学校教育　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　４７
（ウ）　社会教育　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　４７
ウ　計画　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　４８
エ　公共施設等マネジメント計画との整合　・・・・・・・・・・・・　４９

（９）　集落の整備
ア　現況と問題点　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　５０
イ　その対策　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　５０

(10)　地域文化の振興等
ア　現況と問題点　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　５０
イ　その対策　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　５１
ウ　計画　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　５１
エ　公共施設等マネジメント計画との整合　・・・・・・・・・・・・　５２

(11)　再生可能エネルギーの利用の推進
ア　現況と問題点　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　５２
イ　その対策　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　５２
ウ　計画　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　５３
エ　公共施設等マネジメント計画との整合　・・・・・・・・・・・・　５３

(12)　その他地域の持続的発展に関し必要な事項
ア　現況と問題点　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　５４
自然環境の保全及び再生　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　５４
イ　その対策　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　５４
自然環境の保全及び再生　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　５４

事業計画（令和 8 年度～12 年度）過疎地域持続的発展特別事業分　・・　５５

七戸町過疎地域持続的発展計画

この計画は、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和３年法律第19号。以下「法」という。）第２条の規定に基づき公示された本町が、自立に向けて持続可能な地域社会の形成及び地域資源等を活用した地域活力の更なる向上を実現することを目的として、法第８条の規定に基づき講じようとする施策をとりまとめたものである。

１　基本的な事項

（１）七戸町の概況

ア　自然的・歴史的・社会的・経済的諸条件の概要

①　自然的条件

ａ　位置と地勢

本町は、青森県の東部、上北郡の西北に位置し、東から北は東北町、南は十和田市、西は八甲田連峰で県都青森市・平内町と境をなし、町域は東西約31㎞、南北約26㎞のやや長方形で、総面積337.23㎢を有する自然環境豊かな内陸部の農業が基幹産業の町である。

地勢は、西側一帯が広大な国有林野で標高 1,000ｍを超える八甲田連峰が連なり、山麓から東に伸びる丘陵は高低差が少なく、東西に貫流する河川流域が広大な水田地帯を形成している。

地質は、沖積泥炭地が分布し、火山灰土壌が多く、耕地のほとんどは植壌土で酸性度の強い土壌である。

ｂ　気候

気候は、１年を通じて気象の変化が激しく、なかでも６月、７月には霧雨を伴った偏東風（ヤマセ）のため気温の低い状態が続き、12月から３月にかけては、北西の強い季節風が吹き、曇天・降雪の日が多く極めて寒さが厳しいのが特徴である。

令和５年の数値で、平均気温は11.7℃、最低気温はマイナス12.7℃（過去最低マイナス20.1℃：令和３年)、最高気温は35.4℃（過去最高36.2℃：平成22年）を記録している。降水量は 1068.3 ㎜／年で夏季から秋季にかけて多く春季は比較的少ない状況となっている。

また、積雪量は地域によりばらつきがあり、平地では40㎝～1m前後、山沿い地区で2m近くの積雪となる内陸型の豪雪地帯でもある。

②　歴史的条件

ａ　沿革

平成17年３月31日に七戸町・天間林村の２町村での合併が実現し、新「七戸町」が誕生したが、この２町村は、藩政時代以前から歴史的にも、経済、教育・文化、生活の面でも強い結びつきを有しており、それぞれの地域住民の交流が活発に行われ、地域の

一体感の醸成が図られてきた。

旧天間林村には、縄文時代の代表的な拠点集落遺跡である史跡二ツ森貝塚がある。今から5500年前から4000年前までのおよそ1500年に渡って継続して人々が生活を営んでいたことがわかっている。史跡二ツ森貝塚は、令和3年7月に世界文化遺産に登録された「北海道・北東北の縄文遺跡群」の構成資産のひとつである。

また、古墳時代の5世紀になると森ケ沢遺跡が登場する。この遺跡からは近畿地方と北海道地方の物が同時に墓から出土していることが確認されている。そのことから森ケ沢遺跡は文化の融合する拠点的な役割を担っていたと考えられている貴重な遺跡でもある。

中世に入ると地方豪族であった天間舘五郎が居館としたとされる天間舘などもある。

江戸時代に入ると、徳川家康が参勤交代のために造らせた奥州街道の名残をとどめる一里塚(県指定)や松並木も現存する。

明治9年戸長役場制が実施されるまで大字名の天間舘、榎林、附田、二ツ森、野崎、中岫、花松がそれぞれ独立し村を成していたが、7 か村が連合して大字天間舘字中野に天間舘外6ケ村戸長役場を置いた。

さらに、明治22年の町村制施行とともに7か村が合併して「天間林村」と改称し、新たな出発を迎えることになる。

しかし、相次ぐ凶作に見舞われ、冷害常習地帯として甚大な被害を受けた一方で、明治10年代から大正末期にかけ耕地の開墾が進み650haもの新田が造られ、これが農業発展の基礎となった。農民の自立は、農地改革と広大な旧軍馬補充部用地の緊急開拓事業に始まるが、これにより9割近い農民が封建的土地所有関係から開放されるとともに、復員者、引揚者が流入するなど、多くの入植者が穀類を中心に生産し、南部畑作地帯の一翼を担った。

昭和29年には十和田地区集約酪農地域、昭和34年にはてん菜生産振興地域の指定とめまぐるしく変化したが、昭和43年天間ダムの建設により稲作単作地帯に変貌した。

一方、村には有望な地下資源を有し鉱山の村とも呼ばれた。なかでも上北鉱山は日本鉱業株式会社が昭和11年に硫化銅山として本格的な操業を始め、昭和19年には我国最大の銅山となり、その後も隆盛を続けた。

また、昭和 27 年に東北砂鉄株式会社が底田鉱山を開設し、砂鉄を採掘したが、昭和30年代後半からの貿易の自由化の影響を受け、昭和40年には底田鉱山が閉山、さらに昭和48年には上北鉱山が休山に至ったため著しい人口減少をきたした。しかし、古来より農業が生活基盤であったことから、その振興を主体に施策を展開してきた。

旧七戸町には80か所以上の縄文時代の遺跡が発見されている。そのようなことから今から7000年前から2500年前まで人々が継続して生活していたことがわかっている。

奈良時代には膝森遺跡が、平安時代には貝ノ口遺跡など大規模な集落が作られていたことが明らかとなっている。また平安時代末には常滑壷などが出土していることから、平泉の奥州藤原氏となんらかの関係を持って、密接なつながりがあったことが推測されている。源平合戦の時に七戸産の馬「生唼」が活躍していたことも記録として残されている。

鎌倉時代や南北朝時代にも七戸は文献史料に登場するが、本格的な七戸城は室町時代

に根城城主であった南部政光が力を入れて、街道整備や城の改修が行われた。街道沿いには見町観音堂(県文化財)や小田子不動堂の寺院を建立し街道押さえを強化した。そして政光は、七戸城の城主として七戸に移り、室町時代には七戸南部氏として実権を持っていた。その最大の理由として、七戸城は北方に対する最前線基地としての役割も担っていたことにもあった。

戦国時代末の天正 19 年(1592 年)に、九戸政実の乱により七戸城は落城し中世は幕を閉じる。

近世初頭には、交通の要衝でしかも由緒ある七戸の地である場所に五戸の浅水から管理人が送り込まれてきた。そして寛文 4 年(1664 年)に七戸重信が南部盛岡藩主に抜擢され、そのことにより七戸の地には盛岡藩直轄の代官所が置かれ、江戸時代の終わりまで盛岡藩による代官政治が行われてきた。

代官所や宿駅が置かれたことから、商業が発展した。特に近江商人の活躍が目立ち、七戸には大塚屋や舟木屋が存在し、七戸の最大の商人として活躍した。

明治 2 年に、明治政府により一時期「七戸藩」が創設されるが、明治 4 年には「七戸県」に移行し、弘前県に合併され、後に青森県に統合された。

明治 6 年 3 月に大小区制が施行され、七戸は第 7 大区 3 小区となり七戸村と称した。同 11 年上北郡に所属した際に上北郡役所が置かれ、七戸はその後、長く上北郡の政治・経済・文化・教育の中心地となった。

そして、明治 22 年町村制施行の際、七戸村は 1 村のみで存続し、同 35 年には町制を施行して七戸町が成立した。同 31 年、野辺地への上北郡役所の移転問題が起きたが、それを阻止し、大正 15 年に郡役所が廃止された後も上北地方事務所が置かれ、郡下の中心としての地位は変わらなかった。

昭和 31 年、三本木町を中心とした十和田市が誕生すると、郡下の中心としての地位を十和田市に譲ったが、増大の一途をたどる行政需要に対応し、財政の効率化を図るため昭和 47 年に中部上北広域事業組合を組織し、病院、消防、給食、火葬場、清掃事業等に広域行政を取り入れ、現在に至っている。

③ 社会的・経済的条件

a 地域社会経済の動向と人口

本町は、森林や田園等、緑豊かな自然環境のもと第 1 次産業を経済の柱とし、令和 2 年において就業人口の 19.6%を農業が占め、兼業農家を含めた農家戸数は 769 戸であり、町の基幹産業に位置づけている。

近年、市街地の形成や交通等生活環境の整備が進んだことにより、第 1 次産業は着実な伸びを示しているものの、産業経済活動は上北地域の中核都市である十和田市・三沢市を中心とした商圏や、交通網の整備により八戸市を中心とした商圏への依存度が大きくなっている。

一方、人口は過去において著しい減少をきたしたが、昭和 50 年から昭和 55 年の間には、0.1%（24 人）増加し、人口安定化の兆しがみられたものの、平成 7 年から平成 17 年までの 10 年間で 8.6%減少し、さらに平成 27 年までの 10 年間には 15.0%と急速に減少しており、この傾向は続くものと推計されている。

令和 2 年までの 10 年間で比較すると、全体の減少率が 13.1%であるのに対し、0 歳から 14 歳の減少率が 27.9%と大きく、少子化と人口の高齢化が進み、地域経済の進展に大きな影を落としている。

b　世帯数

本町の世帯数は、昭和 35 年の 5,241 世帯から昭和 50 年には 5,405 世帯となりこの間 164 世帯増加し、上北鉱山における世帯数が昭和 35 年の 698 世帯から昭和 50 年には 4 世帯に減少したものの、昭和 60 年の 5,850 世帯までに至る。

昭和 60 年から平成 2 年には△2.0%（116 世帯）、平成 7 年では 0.8%（47 世帯）、平成 12 年では 2.7%（157 世帯）の増加となったが、平成 17 年では△1.9%（△115 世帯）、平成 22 年では△1.9%（△110 世帯）、平成 27 年では△2.1%（△120 世帯）、令和 2 年では△2.2%（△125 世帯）と減少を続けている。

また、1 世帯当たり世帯人員数は昭和 35 年の 5.5 人から平成 2 年の 3.7 人、平成 7 年の 3.5 人、平成 12 年の 3.3 人、平成 17 年の 3.2 人、平成 22 年の 2.9 人、さらには平成 27 年の 2.8 人、令和 2 年では 2.7 人と減少を続けており、その要因として出生率の低下と核家族化の進行によるところが大きい。

c　土地利用状況

令和 7 年において、本町の総面積は 33,723ha で、その 79.6%にあたる 26,872ha が国有林を含めた山林・原野・その他となっている。農用地は 6,150 ha（18.2%）、宅地 701ha（2.0%）となっており、令和 7 年における農家１戸当たりの農地面積は約 8.2ha であるが、農家戸数の減少と耕作放棄等により土地利用は極めて低い状況になっている。

表１―１　地目別土地状況　　単位：ha

区　　分	総面積	田	畑	宅 地	山 林	原 野	その他
平 成　12 年	33,723	4,232	2,131	544	9,355	1,618	15,843
平 成　17 年	33,723	4,221	2,243	543	9,512	1,577	15,627
平 成　22 年	33,723	4,238	2,228	561	14,118	1,555	11,023
平 成　27 年	33,723	4,213	2,192	608	14,068	1,554	11,088
令 和　 2 年	33,723	4,181	2,117	639	14,003	1,517	11,266
令 和　 7 年	33,723	4,134	2,016	701	13,902	1,546	11,424

（固定資産概要調書）

イ　過疎の状況

①　人口の動向

本町の人口の推移を見ると、昭和 35 年の 28,752 人をピークとして、昭和 40 年には 25,084 人で 3,668 人（12.8%）減少し、その後、昭和 50 年には 22,683 人と 2 万 3 千人を割り込み、10 年間で 2,401 人（9.6%）減少した。その結果、昭和 35 年から昭和 50 年までの 15 年間で 6,069 人（21.1%）と大きく減少した。その主たる要因として、昭和 35 年から昭和 46 年にかけての上北鉱山の事業規模縮小、昭和 48 年には休山という特殊事情によって、同鉱山における集落人口が昭和 35 年の 3,219 人から昭和 40 年には 1,264 人、昭

和 45 年には 264 人、昭和 50 年には 7 人にまで減少し、3,212 人（11.2%：昭和 35 年の町の人口に対する割合）もの減少をきたしたことにあるが、出生率の低下と若年層の流出も減少の一因となっている。

一方、昭和 50 年から昭和 60 年の間では種苗管理センター上北農場の開設が大きく作用し、341 人（1.5%）の減少にとどまり人口の安定化が見られたが、平成 2 年から令和 2 年までの 30 年間で再び 6,681 人（31.5%）と大幅な減少に転じている。

これを年齢階層別に見ると高齢者人口比率（65 歳以上）は、平成 2 年の 15.6%から令和 2 年には 40.8%と 25.2 ポイント増加した一方で、若年者人口比率（15 歳以上 29 歳未満）は、平成 2 年の 15.9%から令和 2 年には 9.2%と 6.7 ポイント低下しており、高齢化が急激に進んでいる。

さらに、0 歳から 14 歳までの人口比率をみると、平成 2 年の 19.5%から令和 2 年には 9.7%と 9.8 ポイント低下しており、少子化が進んでいる。

このような状況の一因として、個人の生活志向の変容があり、これによって、新規学卒者をはじめとする若年層の流出と若年層の労働力を受け入れる就業機会の不足が長期化し、高齢化を進行させる状況につながっているとみられ、今後もこの状況が続くことが考えられる。

② 過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法に基づくこれまでの対策と現在の課題、今後の見通し

過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法に基づき策定した過疎地域持続的発展計画により、産業の振興、交通通信体系の整備、生活環境の整備、高齢者の介護・福祉・その他の福祉増進、医療の確保、教育文化の振興等各般にわたって推進し、労働生産性の向上対策、情報通信基盤の整備、道路等の生活環境の整備、教育環境の整備等により、人口減少の鈍化に一定の成果を挙げてきた。

しかし、本町において、高齢化と人口減少が一層進行していくことが予測されることから、過疎地域の社会的活力をどのように維持、そして発展させていくかが大きな課題であり、そのために、これまでの成果を評価し、各分野が連携しながら、より効果的な対策を実行していくことが必要である。

ウ 社会経済的発展の方向の概要

① 産業構造の変化

本町の産業構造を就業人口で見ると、昭和 55 年から令和 2 年までの 40 年間で 31.1%（3,406 人）減少し、総人口の減少率 35.9%（8,151 人）と比較すると、減少率はやや低いものの、人口減少率と同様に推移してきている。

産業別でみると、第 1 次産業が 65.3%（2,891 人）と減少率が著しく、第 2 次産業においては 25.2%（562 人）となっている。これに対し、第 3 次産業は 0.6%（25 人）増加している。

また、純生産額で見ると、令和 4 年における純生産額は 479 億 1,900 万円で、増加傾向にある。この要因として、第 3 次産業の成長が顕著であり、農業を主とする第 1 次産業においても、就業人口が減少しているにもかかわらず、年次により変動はあるものの一定の

生産額を上げている。

このように、本町における産業構造は、第1次及び第2次産業から第3次産業へ変遷しているものの、土地利用と人口一人当たりの生産額等からみても、依然として、農業を主体とした産業構造であり、農業を核とした産業の振興が求められる。

一方で、近年のゆとりや豊かさ志向へのライフスタイルの変化、二地域居住の普及等により、観光や交流、定住の場として地方への関心が高まっていることから、本町が有する豊かな自然、豊富な農林畜産物、温泉や四季折々のイベントの観光資源など、地域資源を最大限に生かし、発展していくための施策を展開していくことが求められる。

表１―２　就業人口（国勢調査）　　単位：人・％

産業別／年次	総数	第1次産業				第2次産業		第3次産業	
		実数	うち農業	構成比	うち農業	実数	構成比	実数	構成比
昭和55年	10,952	4,429	4,217	40.4	38.5	2,231	20.4	4,292	39.2
昭和60年	11,108	4,512	4,388	40.6	39.5	2,151	19.3	4,445	40.1
平成2年	10,558	3,694	3,594	35.0	34.0	2,592	24.5	4,272	40.5
平成7年	10,033	2,815	2,713	28.1	27.0	2,632	26.2	4,586	45.7
平成12年	9,753	2,115	2,027	21.7	20.8	2,844	29.2	4,794	49.1
平成17年	9,075	1,857	1,794	20.5	19.7	2,252	24.8	4,966	54.7
平成22年	8,194	1,667	1,595	20.3	19.5	1,926	23.5	4,601	56.2
平成27年	7,849	1,480	1,416	18.9	18.0	1,783	22.7	4,586	58.4
令和2年	7,546	1,538	1,477	20.4	19.6	1,669	22.1	4,317	57.2

表１―３　産業別純生産額　　単位：百万円・％

産業別／年次	総数	第1次産業				第2次産業		第3次産業	
		実数	うち農業	構成比	うち農業	実数	構成比	実数	構成比
昭和55年	22,106	3,701	2,454	16.8	11.1	5,508	24.9	12,897	58.3
昭和60年	29,847	7,114	6,379	23.9	21.4	4,606	15.4	18,127	60.7
平成2年	36,828	6,390	5,350	17.4	14.5	8,561	23.2	21,877	59.4
平成7年	40,228	5,520	5,038	13.7	12.5	10,719	26.7	23,989	59.6
平成12年	38,340	4,152	3,333	10.8	8.7	9,662	25.2	24,526	64.0
平成19年	52,463	4,465	4,141	8.5	7.8	13,263	25.3	34,735	66.2
平成24年	42,745	4,134	3,863	9.7	9.0	6,336	14.8	32,275	75.5
平成28年	43,073	6,347	6,153	14.7	14.3	8,321	19.3	28,405	66.0
令和4年	47,919	6,009	5,889	12.5	12.3	10,948	22.8	30,962	64.6

（H12まで市町村民所得統計、H19から市町村民経済計算により産業別総生産額となっている）

②　地域の経済的な立地特性

本町は、平成22年12月、東北新幹線七戸十和田駅の開業により、公共交通が飛躍的に発達し、国道4号及び国道4号バイパス、国道394号とみちのく有料道路が通る交通の要

衝地となっている。また、令和 4 年 11 月に上北自動車道天間林道路が開通したことにより、青森市と八戸市間の所要時間短縮による効果として、定住や交流人口の増加、流通発達、観光開発、企業立地等が期待され、経済的有利な立地特性を持っている。

③　上位・関連計画との整合性

a　青森県基本計画『青森新時代』への架け橋

当計画では、「ＡＸ～青森大変革～」を基本理念に掲げ、地域の現状や動向を踏まえた地域別計画が策定されている。

人口減少による担い手不足に対応し、持続可能な地域づくりを進めるため、観光資源のブラッシュアップと公共交通機関の利便性の向上、地域住民の健康寿命・平均寿命の延伸、地域内の人材の発掘・育成のための関係人口の拡大等、多彩で戦力的な組織による地域づくりを進めることとしていることから、本町は、当計画を踏まえ、連携して進めていく。

b　新むつ小川原開発基本計画

本町は、むつ小川原開発地区を中心とするむつ小川原地域（12 市町村で構成）にあり、環境・エネルギー関連産業や原子燃料サイクル関連企業等多角的な企業立地を促進することにより、この開発効果が広く波及することを期待しながら地域総合開発を促進していく。

c　上十三・十和田湖広域定住自立圏第 3 次共生ビジョン

本町は、県内 6 圏域のうち、上北圏域に属している。当圏域では、生活実態を踏まえて秋田県小坂町を加えた 2 市 7 町 1 村による、上十三・十和田湖広域定住自立圏共生ビジョンを策定している。

人口減少をはじめとする数多くの課題により、単一市町村での行政機能の確保が困難になることが予想されることから、有機的に連携し、相互に役割分担して協力する広域連携の取り組みであり、雇用創出や定住など具体的な対策によって地域づくりを推進していく。

④　七戸町社会経済的発展の方向

本町は、農林畜産業を柱としたアグリビジネスによる産業振興と観光・交流型産業の振興を図り、新たな産業創出への支援や起業・創業への支援など、新たな産業の開発と構築によって地域経済の自立ができるまちづくりを目指していく。

（２）人口及び産業の推移と動向

ア　人口の推移と動向

本町の人口は、昭和 50 年から昭和 55 年の 5 年間で 24 人（0.1％）の微増に転じたことがあるが、それ以後、平成 2 年の 21,237 人から、平成 17 年が 18,471 人、平成 27 年が 15,709 人、令和 2 年が 14,556 人となり、減少に歯止めがかからない状況である。

また、年齢階層別にみると、0 歳から 14 歳までの年少人口の減少率が高く、少子化が進行

していることが分かる。この年少世代が、15 歳から 29 歳までの若年者層に移行する頃には、人口流出も重なり、若年者層の人口減少率を一層、高めている。

国勢調査の結果をもとに出された推計では、総人口は一定の減少率で減少し続け、令和 22 年には 1 万人を下回り、令和 32 年には 7,212 人まで減少すると推計している。

また、年少人口も減少を続け、令和 12 年には 948 人、令和 32 年には 469 人と推計されており、15 歳から 64 歳までの生産年齢人口においては、減少率が著しく、令和 17 年以降には 65 歳以上の老年人口を下回ると推計されており、地域経済力への影響が避けられない深刻な問題となっている。

このことから、次世代につながるまちを構築していくには、子どもを産み育てやすい環境づくり、産業を支える若者の定着、高齢者が安心と生きがいを感じる社会を整備していくことが重要である。

表１－４　人口の推移（国勢調査）

区　　分	昭和 55 年	平成 2 年		平成 17 年		平成 27 年		令和 2 年	
	実数	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率
総　　数	人 22,707	人 21,237	% △6.5	人 18,471	% △1.6	人 15,709	% △35.8	人 14,556	% △35.9
0 歳～14 歳	5,512	4,144	△24.8	2,317	△8.5	1,604	△79.6	1,406	△74.5
15 歳～64 歳	14,823	13,777	△7.1	11,261	△2.0	8,419	△29.6	7,202	△51.4
うち 15 歳～29 歳（a）	4,629	3,387	△26.8	2,666	△18.1	1,578	△59.7	1,341	△71.0
65 歳以上（b）	2,372	3,316	39.8	4,893	16.5	5,684	257.4	5,943	150.5
（a）／総数　若年者比率（%）	20.4	15.9	—	14.4	—	10.0	—	9.2	—
（b）／総数　高齢者比率（%）	10.4	15.6	—	26.5	—	36.2	—	40.8	—

（注）増減率は、昭和 55 年との比較である。

表１－５　人口の見通し

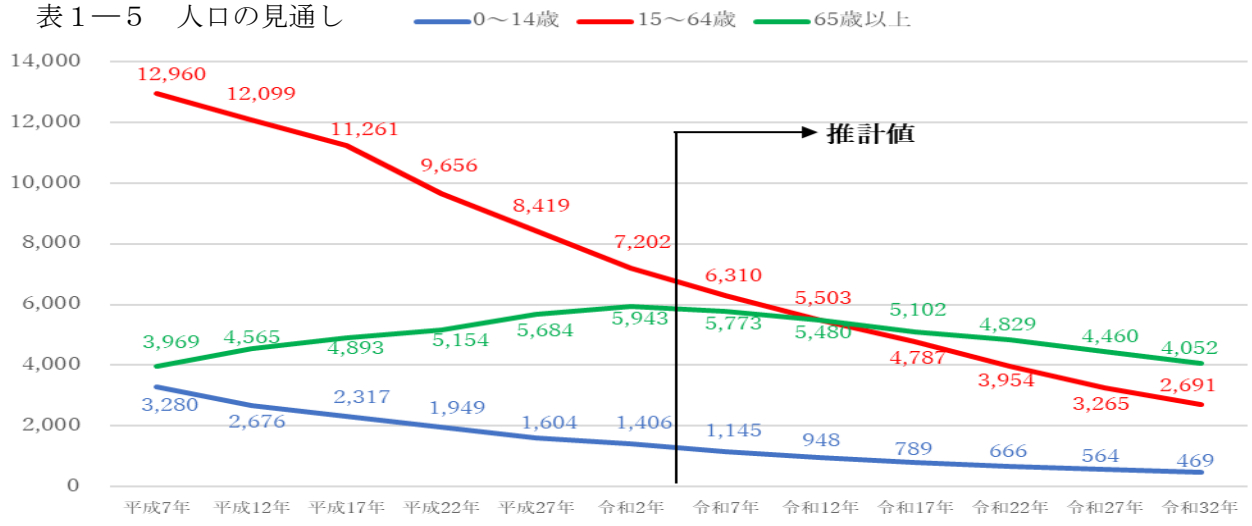

平成 7 年～令和 2 年　国勢調査／令和 7 年以降　国立社会保障・人口問題研究所推計

イ　産業の推移と動向

本町の就業人口は、昭和 55 年には 10,952 人（対総人口比 48.2%）であったが、減少を続け平成 27 年には 7,849 人（対総人口比 50.0%）、令和 2 年には 7,546 人（対総人口比 51.8%）となり、10 年間で 648 人（7.9%）減少しているが、人口減少率 13.1%と同水準で推移している。

産業別の就業人口比率を、平成 27 年と令和 2 年で比較すると、第 1 次産業は、18.9%から 20.4%へ 1.5%増加し、第 2 次産業は、22.7%から 22.1%へ 0.6%減少、第 3 次産業は、58.4%から 57.2%へ 1.2%減少している。

第 1 次産業の就業人口については、平成 27 年と令和 2 年の 5 年間では増加しているものの農作物の価格の低迷による経営困難、農業従事者の高齢化と後継者不足、兼業化の進行等、多様な要因があり、今後減少傾向にあると考えられる。第 2 次産業については、企業立地減少などによる製造業、建設業の従事者の減少が主な要因であり、第 3 次産業については、第 1 次、2 次産業からの転換によって増加に転じた時期もあったが近年は減少しており、この傾向は今後も続くものと予想される。

表１―６　産業別人口の動向（国勢調査）

区　　分	昭和 55 年	平成 2 年		平成 17 年		平成 27 年		令和 2 年	
	実　数	実　数	増減率	実　数	増減率	実　数	増減率	実　数	増減率
総　数	10,952 人	10,558 人	△3.6%	9,075 人	△17.1%	7,849 人	△28.3%	7,546 人	△31.1%
第 1 次産業	4,429 人	3,694 人	―	1,857 人	―	1,480 人	―	1,538 人	―
就業人口比率	40.4%	35.0%		20.5%		18.9%		20.4%	
第 2 次産業	2,231 人	2,592 人	―	2,252 人	―	1,783 人	―	1,669 人	―
就業人口比率	20.4%	24.5%		24.8%		22.7%		22.1%	
第 3 次産業	4,292 人	4,272 人	―	4,966 人	―	4,586 人	―	4,317 人	―
就業人口比率	39.2%	40.5%		54.7%		58.4%		57.2%	

（注）増減率は、昭和 55 年との比較である。

（３）行財政の状況

ア　行政

本町の行政組織は、令和 7 年 4 月 1 日現在、町長部局 14 課と教育委員会、議会、農業委員会、選挙管理委員会、監査委員の各事務局で構成されている。職員数は町長部局 115 名、その他 34 名となっており、平成 17 年の町村合併時より 100 名強ほど減少しているが、新たな政策への対応や、住民ニーズの多様化に伴い、行政需要は量的・質的に増大する傾向である中で職員の資質向上がより一層求められている。

また、本町を取り巻く環境は、少子高齢化や行政運営の効率化、財政力等において厳しい状況にあり、特に人口減少・流出問題は直面する喫緊の課題となっている。

このため、執行機関や議会はもとより、住民が自らの地域の現状と行政課題を踏まえながら、これからどうあるべきか、そのために必要な行政体制や財政基盤をどのように整備して

いくかを検討し、町が行政サービスを持続的に提供していくことができるよう、市町村間の広域連携等を含む幅広い視点を持ちながら課題解決に向けた取組を行っていく必要がある。

イ　財政

令和2年度普通会計の決算額は、歳入総額が133億406万9千円で、歳出総額が130億7,333万円となっている。これを平成27年度と比較すると歳入29.0%、歳出28.0%の増となっている。歳入の構成を見ると、地方交付税が29.9%、国庫及び県支出金が29.4%、町債11.0%を含む依存財源が全体の76.1%を占め、町税（構成比16.9%）を含む自主財源が23.9%と低く、他財源への依存度が高い。

令和2年度の実質収支は、167,640千円、財政力指数0.38、実質公債費比率4.8%となっており、平成27年度と比較すると、財政力指数では0.05ポイント増加し、実質公債費比率では2.3ポイント低下している。

今後の財政運用上の課題としては、令和7年以降に団塊の世代が後期高齢者となり、令和22年には町の人口は1万人を下回るとの推計結果（国立社会保障・人口問題研究所推計）が示されており、大幅な歳出の増加及び歳入の減少が見込まれることから、これらに備えるべく自主財源の確保により一層努めるとともに、町が保有する公共施設のほか、中部上北広域事業組合が保有する施設（清掃センター、消防署等）に対し、公共施設等マネジメント計画との整合をとった計画的な投資を図り、健全財政に努め、過疎対策事業債等をさらに有効活用しながら産業振興、生活環境の充実、各種基盤整備等、住民と行政が協働・連携した施策を展開していくものとする。

表１―７　町財政の状況　（単位：千円）

区　　分	平成22年度	平成27年度	令和2年度
歳入総額　A	10,629,567	10,316,223	13,304,069
一般財源	7,358,174	6,753,146	7,010,812
国庫支出金	1,226,553	1,181,475	3,107,194
都道府県支出金	687,737	820,254	803,466
地方債	660,500	595,700	1,462,500
うち過疎対策事業債	2,600	232,300	1,000,800
その他	696,603	965,648	920,097
歳出総額　B	10,346,691	10,213,981	13,073,330
義務的経費	4,382,089	4,228,087	3,824,884
投資的経費	1,763,459	1,543,347	1,872,122
うち普通建設事業	1,755,510	1,538,177	1,867,342
その他	4,201,143	4,442,547	7,376,324
過疎対策事業費	2,630	390,385	1,311,209
歳入歳出差引額　C（A－B）	282,876	102,242	230,739
翌年度へ繰越すべき財源　D	150,795	17,018	63,099
実質収支　C－D	132,081	85,224	167,640

財政力指数	0.27	0.33	0.38
公債費負担比率	17.7	20.6	15.2
実質公債費比率	15.4	7.1	4.8
起債制限比率	－	－	－
経常収支比率	86.6	90.5	86.7
将来負担比率	111.7	25.9	6.0
地方債現在高	12,365,046	7,497,843	9,881,302

（地方財政状況調）

ウ　施設整備水準の状況

本町の施設整備水準は、過疎対策事業や辺地対策事業の推進により向上しており、県内市町村と比較しても格差が縮小されてきている。

町道の整備は、改良率、舗装率ともに向上しており、今後も継続して、未整備路線の整備を進めていく。

水道施設については、水道普及率は99%ではあるが、災害時でも安定供給できるよう、老朽管の更新と施設の耐震化を進めている。

公共下水道施設については、平成 7 年度から事業に着手し、平成 14 年より一部供用を開始している。

しかし、公共下水道事業及び農業集落排水事業は町内全域を対象としていないため、事業区域外については、合併処理浄化槽の設置を進め、適切な汚水処理を行っていく。なお、公共下水道事業は令和 6 年度をもって整備事業が完了した。

教育施設については、小・中学校の統合に伴う新築及び改築により、危険校舎の解消が図られてきたが、建築年数が相当経過している校舎もあり、改造事業を計画的に進めており、今後も教育施設の充実に向け、計画的な整備を行っていく。

また、社会体育施設については、総合アリーナ、総合運動公園（野球場、多目的グラウンド、テニスコート）のほか、体育館、武道館、讃道館、屋内温水プール、ゲートボール場、屋内スポーツセンターなど、スポーツ・レクリエーション施設の整備が行われてきたものの、施設の老朽化や利用者のニーズ等を踏まえ、計画的な整備を行う必要がある。

社会教育活動の拠点施設については、南公民館及び中央図書館において老朽化が進んでおり、中央公民館も含めた再整備方針について検討する必要がある。また、鷹山宇一記念美術館についても老朽化が進んでいることから計画的な整備を行う必要がある。

農業基盤整備については、農業用排水路整備等計画的な整備が進み、農業振興が図られてきているが、施設に老朽化が見られることから、今後、施設の改修を行うとともに、公共施設等マネジメント計画に基づく合理化を図る必要がある。

このように、公共施設の整備水準は高くなってきているものの、県内市町村と比較すると、格差の大きいものも多く、今後も近隣市町村との共有も視野に入れ、計画的に整備を図っていく。

表１―８　主要公共施設等の整備状況

区　　分	昭和 55 年度末 （旧天間林村）	平成 2 年度末 （旧天間林村）	平成 12 年度末	平成 22 年度末	令和 2 年度末
町　　道					
改　良　率（%）	36.2	44.9	45.6	52.7	55.7
舗　装　率（%）	19.5	43.0	47.6	56.1	59.2
農　　道					
延　　長（m）			236,846	236,846	236,846
耕地 1ha 当たり農道延長(m)	71.5	66.1	35.7	36.6	37.6
林　　道					
延　　長（m）			195,975	195,975	192,940
林野 1ha 当たり林道延長(m)	33.9	50.3	15.3	13.9	13.8
水道普及率（%）	64.8	89.5	95.7	98.6	99.0
水洗化率（%）			47.3	43.0	66.8
人口千人当たり病院、診療所の病床数（床）	3.8	3.9	9.8	9.6	8.6

※ 昭和 55 年度末及び平成 2 年度末の農道延長、林道延長及び水洗化率はデータがないため空欄。

（注）１　上記区分のうち、平成 22 年度以降の町道の「改良率」と「舗装率」及び平成 22 年度以降の「水道普及率」並びに「水洗化率」以外のものについては、公共施設状況調査（総務省自治財政局財務調査課）の記載要領による。

２　上記区分のうち、平成 22 年度以降の町道の「改良率」及び「舗装率」については、国土交通省の「道路施設現況調査」の記載要領を参考に次の算式により算定する。

改良率＝改良済延長／実延長

舗装率＝舗装済延長／実延長

３　上記区分のうち、平成 12 年度までの「水道普及率」については公共施設状況調査の記載要領によることとし、平成 22 年度以降については、公益社団法人日本水道協会の「水道統計」の数値を使用する。

４　上記区分のうち「水洗化率」については、次の算式により算定する。なお、基準日はその年度の 3 月 31 日現在とする。また、ＡからＨまでについては公共施設状況調の記載要領に、Ｉについては一般廃棄物処理事業実態調査（環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部廃棄物対策課）の記載要領による。

水洗化率＝（Ａ＋Ｂ＋Ｃ＋Ｄ＋Ｅ＋Ｆ＋Ｇ＋Ｈ＋Ｉ）／Ｊ

Ａ：町の公共下水道現在水洗便所設置済人口

Ｂ：町の農業集落排水施設現在水洗便所設置済人口

Ｃ：町の漁業集落排水施設現在水洗便所設置済人口

Ｄ：町の林業集落排水施設現在水洗便所設置済人口

Ｅ：町の簡易排水施設現在水洗便所設置済人口

Ｆ：町の小規模集合排水処理施設現在水洗便所設置済人口

Ｇ：町のコミュニティ・プラント処理人口

Ｈ：町の合併処理浄化槽処理人口

Ｉ：町の単独処理浄化槽処理人口（※）

Ｊ：町の住民基本台帳登載人口

※処理状況調査票〔市町村用〕中、「浄化槽人口」から「合併処理浄化槽人口（農業集落・漁業集落排水処理施設人口含む）」を差し引いた数値。

２　過疎地域等の持続的発展の基本的な考え方

（１）地域の持続的発展の基本方針

これまで、豊かな自然環境のもと、産業基盤の整備、交通基盤の整備に重点を置いて整備してきた。また、住民の福祉の向上を図るため、新幹線七戸十和田駅の周辺整備を核として、過疎法に基づく自立促進に向けた対策を行い、着実に成果を上げてきた。

しかし、人口の減少、少子高齢化の進展等、依然として厳しい社会経済情勢が継続しており、地域社会を担う人材の確保、地域経済の活性化、情報化、交通の機能の確保及び向上、医療提供体制の確保、教育環境の整備、集落の維持及び活性化、農地、森林等の適正な管理等が喫緊の課題となっている。

また、本町は、地方税をはじめとする自主財源に乏しく、事業を進める上で地方交付税等に依存せざるを得ない脆弱な財政構造であり、今後さらに財政状況が厳しくなることが懸念される。

このような状況に鑑み、近年における本町への移住者の増加、革新的な技術の創出、情報通信技術を利用した働き方への取組といった課題の解決に資する動きを加速させ、本町の発展に向けて、持続可能な地域社会の形成及び地域資源等を活用した地域活力の更なる向上が実現するよう、全力を挙げて取り組むことが極めて重要である。

このような課題を踏まえ、今後、長期総合計画に基づき、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法に基づき定められた青森県過疎地域持続的発展方針を踏まえた上で、過疎対策事業債等を活用しながら持続的発展のために実施すべき施策に積極的に取り組むものとする。

（２）地域の持続的発展のための基本目標

（１）の基本方針に基づき、本計画期間内に達成すべき基本目標は、以下のとおりとする。

①	人口に関する目標	人口減少率：令和２年人口に対する令和 12 年人口の減少率 ：△12.6%以上（令和 12 年人口：12,729 人以上（令和２年人口：14,556 人）） 社会増減：純移動数（転入数－転出数） ：現状より増加（令和３年：△25 人） 普通出生率： 6.3‰（人口 1000 人あたりの出生数）
②	財政力に関する目標	15 歳以上の人口に対する就業者数の割合【国勢調査】：現状より増加（令和２年：57.0%）

（３）計画の達成状況の評価に関する事項

本計画に登載した各事業については、毎年度進捗管理を行うとともに、その内容をホームページ等により公表し意見を求めます。進捗管理による自己評価及び町民からいただいた意見を踏まえながら、各事業の推進を図ります。

（４）計画期間

本計画の期間は、令和８年４月１日から令和13年３月31日までの５か年間とする。

（５）公共施設等マネジメント計画との整合

本計画により実施する公共施設等の整備は、七戸町公共施設等マネジメント計画に掲げる公共施設等の管理に関する基本的な考え方に適合している。

① 施設総量の縮減

今後、人口減少等により現状の施設をすべて維持していくことは困難であることから、施設の総量を縮減することを基本とします。施設の健全性及び利用性等から総合的に判断し、統合、複合化、用途変更、廃止等により総量の縮減を図ります。

短期目標としては、建築物の延床面積にして10%程度の縮減を今後10年間で推し進めるものとし、最終的には20%の縮減を目指します。

② 点検・診断・維持管理の実施方針

定期的な法定点検・診断のほか、必要に応じて老朽度調査や耐震診断を行い、施設の劣化による町民サービスの低下や事故等の重大な問題発生を防ぐため、予防保全の考え方により早期の対応を図ります。

③ 安全確保の実施方針

老朽化や点検・診断等によって危険性が認められた施設については、一時的な供用停止や応急措置等により、利用者の安全確保を最優先します。特に、多数の人が利用する施設は、緊急的・優先的に対策を講じます。

④ 耐震化の実施方針

旧耐震基準の施設については、経過年数、利用状況、費用対効果等から優先順位を付け耐震化を進めます。耐震診断未実施の施設については、地震発生時の迅速な避難誘導等、ソフト面の対策を講じます。

⑤ 長寿命化の実施方針

施設は、適切な修繕を行うことにより長寿命化（耐用年数の延長）を図ることができ、長期的な視点で見ると更新よりもコストが低く抑えられることが期待できます。点検・診断結果等を基に費用対効果等から長寿命化が有利と判断される場合は、長寿命化の対策を講じます。

⑥ 民間活力の活用

公共施設等の更新や長寿命化及び管理運営については、民間企業等の持つノウハウや資金、資産を積極的に活用することにより、効果的・効率的なサービス提供と財政負担の軽減が可能となることから、民間活力の活用を推進します。

施設整備や更新については、PPP・PFIなどの民間資金やノウハウの導入について、費用や収入、サービスの向上の観点から総合的に検討します。

⑦　廃止施設の活用、処分

用途廃止した施設には、施設の健全性には問題がないが統合等により廃止した施設と、健全性に問題があり廃止した施設があります。健全性に問題のない施設については、転用または民間への貸付等により有効活用を図ります。健全性に問題のある施設や、検討の結果、活用の見込のない施設については、安全・防犯等の観点から計画的に解体を行います。

３　持続的発展のために実施すべき施策に関する事項

（１）移住・定住・地域間交流の促進、人材育成

ア　現況と問題点

（ア）　移住・定住・地域間交流の促進、人材育成

急速な少子高齢化の進展に的確に対応し、人口減少に歯止めをかけるとともに、それぞれの地域で住みよい環境を確保して、将来にわたって活力ある地域社会を維持していくことが喫緊の課題となっている。

令和 2 年の国勢調査では 14,556 人の人口が、令和 22 年には 1 万人を下回り、令和 32 年には 7 千人程度まで減少すると推計されている。特に、生産年齢人口（15～64 歳）の減少が顕著であり、将来の人口を決定する年少人口（15 歳未満）の減少も大きくなることが予測されている。これにより、将来の老年人口（65 歳以上）の生活を支えていくことも難しくなり、地域の生活機能さえ失われる可能性がある。

また、本町は、長年にわたり転出者数が転入者数を上回っており、社会増減のマイナス傾向が続いている。社会減の主な要因として、高校や大学進学時、就職時に多くの若者が転出していることがあげられる。

このことから、本町の基幹産業である農業従事者の所得向上や、仕事・雇用を創出する取組により安心して働ける環境の整備、そして安心して居住できる環境の整備等により移住定住を推進するとともに、移住でも観光でもなく特定の地域に継続的に多様な形でかかわる関係人口の創出・拡大と、この地域での豊かな暮らしや住みたい、住み続けたいと思えるような魅力的なまちづくりに向けた取組が必要である。

（イ）　広域連携

上十三地域は、かねてより行政区域を越えて生活圏を共有し、社会･経済･教育等の面で結びつきも深いことから、これまでにも教育・福祉などをはじめとした広域での連携した取り組みを進めることにより、効率的な行政運営を行ってきた。

平成 24 年 3 月に十和田市と三沢市の中核都市 2 市が共同で中心市となることとし､本町、野辺地町、六戸町、横浜町、東北町、六ケ所村とともに共同中心市宣言式を行い、その後、住民の生活実態を踏まえ秋田県小坂町とおいらせ町が加わり、同年 10 月 4 日に、十和田市及び三沢市と圏域 8 町村それぞれとの間で定住自立圏協定を締結し、定住自立圏共生ビジョンのもと、更なる結び付きの強化を果たしたところであるが、日本全国の本格的な人口減少社会の到来とともに、本圏域においても大幅な人口減少と急激な少子高齢化が進んでいる。圏域全体では、平成 17 年と令和 2 年の国勢調査の比較においても、25,429 人減少（11.4％減少）している。平成 30 年 3 月に公表された国立社会保障・人口問題研究所の推計による

と、このまま人口が推移した場合、令和 27 年の本圏域人口は、平成 27 年と比較して 68,415 人（33.2%）減少するとされている。

今後も人口減少及び少子高齢化の進行は続くと想定されており人口減少に歯止めをかけるため、一つの自治体だけでは完結しない生活圏としての上十三・十和田湖エリアの魅力を発信しながら、都市圏からの人の流れを創出することが求められている。

イ　その対策

（ア）　移住・定住・地域間交流の促進、人材育成

持続可能なまちづくりには、移住定住の推進に加え、地域との関わりを持つ人材を確保していくことが重要であることから、関係人口の創出・拡大を図りながら、魅力的な町づくりの取り組みに向けた人材育成を推進していく。

本町は、上十三・十和田湖広域圏のみならず青森県内の交通の要衝となっており、また、東八甲田家族旅行村や町営スキー場等の観光施設も立地していることから、四季を通じて本町を楽しむことができる。今後は、将来の移住に向けた裾野を拡大するため、七戸町ならではの特産品や観光資源の情報発信、施設利用等を広域的に取り組み、交流人口の拡大を図るとともに、七戸町ならではの資源を七戸町でなければ体験できない魅力へと磨き上げ、地域との多様な関りを通じた関係人口の創出に取り組むこととする。

また、地域全体が活気にあふれるまちづくりをするため、イベントやコミュニティ活動を通じた地域住民の交流を促進しながら、若い世代が活躍し参画できる環境づくりを進めるとともに、当町では平成 28 年から地域おこし協力隊制度を活用しているが、今後も積極的に活用し地域協力活動を実施しながら定住定着を図り、将来の地域づくりを視野に入れた地域を担う人材を育成する。

さらには、豊かな自然や景観などの地域資源、七戸町の暮らしの情報など、多くの人に七戸町の魅力を知ってもらえるようなプロモーション活動を展開するとともに、住宅建築費用の補助等の居住環境の整備や、出産・子育てにかかる経済的支援を継続的に実施し、住みたい・住み続けたいと思えるまちづくりを推進する。

（イ）　広域連携

定住自立圏共生ビジョンのもと、日常生活圏を共有する市町村が役割分担を行い、互いに連携･協力することにより、圏域全体の活性化を目指す。

特に、圏域の住民が安心して暮らすためには、地域医療の確保や福祉等の環境の整備・充実が必要であり、また、生活交通路線の確保及び空港や鉄道駅の二次交通の充実による交通利便性の向上は、暮らしやすさの向上と交流人口の増加へとつながり圏域を活性化させることとなるため、強力に推進する。

加えて、圏域外からの移住者の増加や圏域内における成婚の促進による定住人口の増加を図るため、各地域の魅力や特色、圏域のつながりによるメリットを広くＰＲするなど、移住や交流に関する取組を圏域全体で進めていくことが求められており、上十三・十和田湖広域定住自立圏移住・結婚支援推進協議会で移住情報の発信・ＰＲ事業と結婚活動支援事業を実施し、将来にわたって地域住民が安全で安心して暮らすことができる魅力あふれる圏域づくりを目指す。

設定する目標	目標値（令和 12 年）	基準値（令和 4 年）
新築住宅の建築数のうち、39 歳以下世帯の割合	38%	31%
空き家等情報バンク登録件数（年間）	12 件	7 件
移住相談の問合せ件数（年間）	70 件	29 件
移住定住 web サイトのアクセス件数（年間）	12,000 件	8,710 件

ウ　計画

事業計画（令和 8 年度～12 年度）

持続的発展施策区分	事業名（施設名）	事業内容	事業主体	備考
移住・定住・地域間交流の促進、人材育成	(4)過疎地域持続的発展特別事業 移住定住	●ナナイロぐらしマイホーム補助 【事業概要と効果】 転入者または 45 歳以下の町民が町内に住宅を新築あるいは売買で取得した際の費用の一部を補助することにより、定住促進を図る。	七戸町	
		●移住支援金 【事業概要と効果】 青森県全域で取り組む事業で、移住者が要件を満たしている場合に移住支援金を支給し、移住促進を図る。	国 青森県 七戸町	
	人材育成	●地域おこし協力隊活用事業 【事業概要と効果】 地方の人口減少及び高齢化への対策として、都市住民を受け入れ、最長任期3年間で、農林漁業の応援、住民の生活支援などの地域協力活動に従事し、任期後の定住による地域活性化を目指す。	七戸町	

（２）　産業の振興

ア　現況と問題点

（ア）　農業

本町の基幹産業である農業は、水稲と野菜、畜産を組み合わせた複合型経営の推進による生産性の向上により、農業産出額が令和２年の 106 億 9,000 万円から令和５年の 111 億円へと 3.8%増加している。

令和２年の農業就業人口は 1,477 人（平成 22 年 1,595 人)、農家戸数は 769 戸（平成 22 年 1,219 戸）と毎年減少している。

農業就業人口の減少と併せて農業従事者の高齢化の進行等により、経営規模拡大による合理化が進んでいる。

また、輸入農畜産物の増加とともに価格の低迷、本町の特産物であるにんにく、ながいもの連作障害の発生や天候不順による災害の発生、価格の低い外国産にんにくの輸入等により、町の農業は厳しい状況に置かれている。

このような状況下で農業の振興を図るために、将来の農業担い手の確保、作業の集団化、農地の面的拡大・流動化などによるコストの低減、出荷時期の調整、有機栽培や農薬を節減した栽培等により付加価値の高い農産物の生産や販売促進のための市場開拓を進めていくことが必要となっている。

畜産については、令和６年の延べ飼養戸数は 54 戸（平成 21 年 102 戸、平成 26 年 79 戸、令和元年 75 戸)、令和６年の飼養頭数は肉用牛 13,221 頭、豚 87 頭（平成 21 年肉用牛 8,869 頭、豚 2,545 頭、平成 26 年肉用牛 9,087 頭、豚 1,867 頭、令和元年肉用牛 10,298 頭、豚 1,720 頭）と農家数と豚の頭数は減少してきているが、肉用牛１戸当たりの飼養頭数は増加傾向にある。

また、本町は、石倉山放牧場を運営し、家畜の飼養を推進しているが、施設・設備の老朽化により利用者の利便性と家畜飼養への影響が課題となっている。

（イ）　林業

本町の森林は、令和７年現在 22,465ha と総面積の 66.6%を有し、これを所有形態別にみると国有林は 14,984ha で 66.7%を、民有林が 7,480ha で 33.3%を占めている。林業生産は農業生産に比較して低いが、民有林の人工林率が 63.0%と青森県平均の 54.4%を上回っており、人工林化の進んだ地域である。近年は森林資源量の充実に伴い、主伐面積が増加傾向にある。

林業を取り巻く状況は、林業従事者の高齢化や担い手不足、森林所有者の経営意欲低下等によって再造林が進まず造林未済地や管理放棄森林が増加し、森林が有する多面的機能の低下が懸念されている。さらに、松くい虫やナラ枯れによる被害が県南地域で発生し、本町への影響が憂慮されていることから、被害防止対策が必要となっている。

これらの課題に加え、森林環境譲与税の開始や森林経営管理者制度の導入されたことにより、これまで以上に町が主体的に森林・林業施策に取り組み、森林の健全化及び林業の振興、防災・減災に向けた災害に強い森づくりを図っていくことが求められることから、町では、令和4年に「七戸町森林ビジョン」を策定し、持続可能な森林づくりを推進している。

（ウ）　商工業

本町の商業においては、卸売業・小売業を合わせた事業所数は 154 事業所、従業者数は 944 人、年間商品販売額は 230 億 2,000 万円となっている。

商業を取り巻く環境は、商圏人口の減少や道路網整備に伴う郊外型大型店舗での購買志向の強まり、ネット通販の普及による新たな流通経路での消費流出の拡大とともに、経営者の高齢化や後継者不足を背景として、小規模店舗の廃業が懸念されている。これは、空き店舗の増加や産業構造の偏重等、様々な課題へとつながることから、その対策が必要となる。

そのため、小規模店舗の柔軟な経営活動との差別化や地域志向の魅力ある経営活動の実現、それらによる域内消費循環を形成することで、大型店舗との共存共栄をめざすことが重要である。さらに、新規創業や後継者への事業承継の支援やインターネットを利用した販売力向上の取組を支援することで、商業機能の維持を図る必要がある。

このような状況の中、町では「道の駅しちのへ」を商業及び集客の核エリアとして位置づけ、七戸町ならではの歴史や文化、自然を生かした産業振興を図ることをめざしている。これにより、町内に新たな価値やサービスを創出することで、町外からの交流人口の増加を促し、新たな消費活動を生み、町内全域へその効果が広まることが期待される。

工業においては、令和 2 年における事業所が 27 箇所あり、従業者 593 人、工業出荷額は 84 億 2,583 万円で、従業者一人当たりの出荷額は 1,420 万円となっている。事業所規模は 4 人以上 29 人の事業所が 20 箇所、さらに 30 人以上の事業所が 7 箇所となっており、1 事業所の平均出荷額は 3 億 1,206 万円で、県平均の 12 億 5,969 万円を大きく下回っている。

また、工業の産業構造を総体的に見ると、景気に左右されやすい零細企業が主であり、従業者数は男性が約 4 割、女性が約 6 割という状況となっている。

このことから、雇用の場を確保するための企業立地の促進と立地基盤の整備に取り組むとともに、企業経営の安定化や将来を担う人材の育成・確保等、様々な支援を促進する必要がある。

（エ）　情報通信産業

近年の情報通信産業の動向は、半導体などのハード関連部門の落ち込みに対し、ソフトウェア、通信などの情報サービス業は依然として堅調で、今後も成長が期待され、また、企業等のＩＴ投資も、テレワークの普及やデジタルサービスの多様化等に伴う、デジタル技術活用の推進によって、ハードウェアの整備からソフトウェア等の整備に移る傾向にある。

一方、本町の情報通信産業に成長はみられず、他の産業の内部で処理・開発されており、この傾向は続くものとみられる。

今後は、情報通信技術との融合による既存産業の高付加価値化を図りながら、情報通信産業の発展をめざしていく。

（オ）　地域産業おこしと地場産業

本町の地場産業は、農林畜産業を中心とした第 1 次産業であり、独自性のある付加価値の高い加工品の生産や 6 次産業化等生産から販売までの一貫した企業体の推進により、その活性化の促進に努めるとともに、加工施設の充実・機械の整備、技術力の向上や販路及び消費者の拡大を図る必要がある。

また、人口減少や少子高齢化による産業への影響を踏まえ、歴史や文化、自然を活用した観光産業の推進により、町外からの交流人口の増加を促し、新規の消費活動を生むことで各産業への波及効果を高めることが重要である。加えて、新規創業への支援を実施し、町内に新たな価値やサービスを創出することで、産業化につながる可能性を見出す必要がある。

（カ）　観光の開発

本町の観光業は、令和元年末からの新型コロナウイルス感染症流行により、大きな打撃を受けた。本町観光の玄関口である七戸十和田駅における 1 日の乗車人員数は、平成 24 年の開業から平成 30 年まで、2%から 5%の伸びをみせていたが、感染症拡大に伴い実施された政府の緊急事態措置の影響により、令和 2 年には開業時の約 40%まで減少した。コロナ禍の収束に伴い乗車人員数は緩やかに上昇し、令和 5 年には開業時の水準となっており、観光業も回復の兆しをみせている。

しかしながら、七戸十和田駅周辺は、宿泊施設等の長期滞在に対応した施設整備が進んでおらず、県内観光客やビジネス利用者にとって単なる通過点となっている。一方、「道の駅しちのへ」は、県内でもトップクラスの来場者であることから、同施設のさらなる認知度の向上を図り、町の魅力を発信する拠点として整備を進めることが重要である。

観光及びレクリエーションおいては、観光ニーズの多様化に対応するため、レールバスの愛称で親しまれた南部縦貫鉄道や東八甲田家族旅行村等の現存資源の機能充実、魅力向上を図るとともに、世界文化遺産の構成資産である二ツ森貝塚やしちのへ秋まつり等の催事といった「七戸ならでは」の自然・歴史・文化、そして人的資源を生かした観光サービスを創出することで、県内外の観光客のみならずビジネスマンも対象とした体験・交流による滞在型の観光地域づくりを進めていく必要がある。

また、近年のインバウンド観光の増加に伴う観光地への観光客の過剰な集中により、道路の渋滞や自然環境の破壊等、地域住民の生活に悪影響を及ぼすオーバーツーリズムが全国的に深刻化している。七戸町においては、影響は確認されていないが、今後は、交流人口の増加をめざすうえで、オーバーツーリズム対策を検討していく必要がある。

イ　その対策

（ア）　農業

現況と問題点を踏まえて、以下の具体的な対策により、設定した目標の達成を目指す。

① 地域農業の発展に関心を示す意欲的な担い手を育成していくため、農業者の資質向上や、生産組織育成に取り組み、さらに経営規模拡大や集落営農の展開等による土地利用型の強化対策を行う。また、コスト低減等による所得の増加を図るため、農業経営基盤強化促進法に基づく、認定農業者制度を利用した規模拡大とともに生産組織による大型機械の導入促進対策を行う。

② 米価変動に対応して、主食用米と新規需要米等のバランスをとり、消費者に好まれる品質の向上対策を行う。

③ 生産性の向上と経営の安定化を図るため、農業生産基盤整備をより一層進め、町の主要作物であるにんにく・ながいも・ごぼう・トマト等については、連作弊害対策として、適切な土壌管理対策に積極的に取り組み、銘柄産地の確立に努める。また、農産物加工

品の商品化、付加価値化の確立を図り、地域農業の活性化を図る。

④　高速交通体系の整備等流通圏の拡大による、出荷体制及び販売における有利性の確立と流通経費の低減を実現するため、予冷、冷蔵施設等を拡充するとともに、農産物直売所（七彩館）における情報処理機能の強化を図る。

⑤　畜産については、肉用牛飼育を主体に、飼料自給率の向上を図るため、転作田を有効に利用するとともに、草地の更新等を行いコスト低減及び先端技術導入を積極的に推進し安定した畜産経営の確立を図る。

⑥　町営石倉山放牧場施設・設備を充実し、飼養環境の向上を図る。

⑦　東八甲田ローズカントリー施設を活用し、農作物の研究・試験を行い、新たな経営作物としての確立を図る。

設定する目標	目標値	基準値
認定新規就農者数（認定登録者数）	27 人（令和 12 年）	17 人（令和 4 年）
経営体当たりの農業産出額	現状より増加	1,350 万円（令和 2 年）
野菜販売額	28 億円（令和 12 年）	23 億円（令和 5 年）
野菜作付面積	500ha（令和 12 年）	401ha（令和 5 年）

（イ）　林業

①　健全な森林資源を確保し、林業の生産性を高めるため、造林、下刈、間伐を積極的に推進し、林道等の生産基盤の整備や林業事業体育成の対策を実施する。

②　後継者の育成と担い手を確保するため、各種林業技術講習、林業教室等の開催及び青い森林業アカデミーへの受講を促すなど人材育成対策とともに、林業労働者の安定的確保対策を実施する。

設定する目標	目標値	基準値
林業総収入	25 億円（令和 12 年）	24 億円（令和 2 年）

（ウ）　商工業

①　町と地域、関係機関等が連携し、荒熊内地区を中心とした産業振興に取り組む体制づくりを推進する。

②　地域志向への意識転換を促し、各店舗の地域活動への参画や地域活動と連動した商業活動を推進する。

③　新規創業を推進するため、空き店舗などの情報の整理や国、県、関係機関と連携した支援体制を整備する。

④　地場産業育成のため、国・県の中小企業振興策や融資制度の活用促進と、地域特性を生かしたエネルギー関連の産業振興策を積極的に展開し、町内企業の体質強化を図るとともに、技術者の育成、確保、労務対策の支援等により地元企業の育成に努める。

⑤　定住効果のある企業、賃金など雇用条件の良好な優良企業等の誘致を推進する。

⑥　公共職業安定所等関係機関と密接な関係を保ち情報の収集、提供を図る。

（エ）　情報通信産業

① 行政、地域社会、企業など様々な分野でのＩＴ活用を進めていく中で、ソフト・コンテンツの潜在的な需要を喚起し、それによって地域企業の企画提案力、技術力・ノウハウが向上するといった好循環を創出する。

② 町の基幹産業である農業や商工業が新たな技術を活用できるよう、基盤整備を推進するとともに、各産業における情報通信分野と連携を図る。

（オ）　地域産業おこしと地場産業

① 地域特産品は、観光のみならず地域振興にとって重要な要素であり、農産物を原料とした加工品等の研究・開発を強力に推進するため、加工施設の充実・機械整備を行い、新たな産業を目指す。

② 農産物等の消費及び販路拡大をさらに進めるため、農産物直売所（七彩館）を有効活用し、新幹線等で訪れる首都圏の旅行客にも農産物等をＰＲし、農業の 6 次産業化を推進する。

③ 地域おこしのひとつとして、農業体験、自然体験等、農家民泊等のグリーン・ツーリズムを積極的に実践し、他の地域住民との交流による農家や高齢者の生きがいづくりと所得の向上を図る。

④ 経営力の向上や消費者の拡大を図るために、関係者に向けた講演会や勉強会の実施による知識共有、ノウハウ提供を実施する。

⑤ 観光産業の推進のため、専門家による各団体への経営相談や先進地の情報共有等を実施する。

⑥ 消費者の拡大のため、「道の駅しちのへ」を中心とした集客施設での販売活動やウェブサイトや首都圏での情報発信を行う。

⑦ 新たな産業の創出と独自性の高い商品造成のため、情報集約と情報共有を推進し、同業種・異業種間の交流を促進する。

設定する目標	目標値	基準値
農産物直売所（七彩館）売上高	400 百万円（令和 12 年）	356 百万円（平成 30 年）

（カ）　観光の開発

①　マーケティングの視点に立った調査の実施

施策立案のデータ収集、評価指数把握のために、町外からの来町者に対するアンケート調査や町内宿泊施設の宿泊数の聞き取り等を実施する。

②　観光商品の造成とレクリエーション施設の整備

専門家による資源調査や既存施設における体験型観光、滞在型観光推進のノウハウ提供、町内関係団体向け勉強会等を行い、意識転換を図ることで観光商品造成の支援を実施する。

③　町内観光ルートと町外観光ネットワーク化の推進

町外観光客の町内滞在時間の増加を目指し、七戸十和田駅を中心とした、町内観光

ルートの整備と七戸十和田駅を拠点とした町外観光ネットワーク化を推進する。

④　「道の駅しちのへ」を拠点とした観光情報発信体制の整備

国土交通省より重点「道の駅」として認定を受けた「道の駅しちのへ」を拠点とし、観光交流センター等情報発信施設における、情報集約、共有体制を整備する。

また、ウェブサイトやパンフレット等発信媒体を整備するとともに、外国人観光客の誘客推進のために、多言語に対応した媒体を制作する。

⑤　まつり、イベント毎の目的とターゲットを明確にし、それに伴った企画の実施により、観光客の集客による対外的 PR と郷土愛の醸成や郷土芸能の伝承を両立した実施体制を推進する。

⑥　行楽シーズンだけでなく、冬期間の滞在観光など通年で集客できる観光、レクリエーションを実現するために観光商品の造成に加え、町営スキー場や家族旅行村、森林公園など施設・設備を充実させながら、人と人との交流によるもてなし環境を実現し、一過性ではなく継続性の高い取組を推進する。

上記に記載した全ての施設の整備に係る目標については、公共施設等マネジメント計画との整合を図り、長寿命化や集約化を行うものとする。

ウ　計画

事業計画（令和 8 年度～12 年度）

持続的発展 施策区分	事業名 （施設名）	事業内容	事業主体	備考
産業の振興	(1)基盤整備 農業	土場川地区経営体育成基盤整備事業	青森県	
		七戸地区農地整備事業	青森県	
		天間ダム地区農業水利施設保全合理化事業	青森県	
	(4)地場産業の振興 流通販売施設	道の駅駐車場舗装補修事業	七戸町	
	(9)観光又はレクリエーション	町営スキー場リフト主要機器整備事業	七戸町	
	(10)過疎地域持続的発展特別事業 商工業･6 次産業化	●６次産業化推進事業 【事業概要と効果】 七戸町の農林水産物を活用し付加価値を高めた新たな加工品・販売・サービス等を自ら開発することにより所得向上につなげ、基幹産業である農業をはじめとする一次産業の振興と地域活性化を図ることを目的とし、	七戸町	

		その開発に取り組む個人・団体を支援する。		

エ　産業振興促進事項

（ｉ）産業振興促進区域及び振興すべき業種

産業振興促進区域	業種	計画期間	備考
七戸町全域	製造業、情報サービス業等、農林水産物等販売業、旅館業	令和８年４月１日～ 令和 13 年３月 31 日	

（ⅱ）当該業種の振興を促進するために行う事業の内容

上記（２）その対策、（３）計画のとおり。また、これらの産業振興施策の実施については、青森県及び周辺市町村との連携に努める。

オ　公共施設等マネジメント計画との整合

本計画で掲げる公共施設等の整備の方針については、七戸町公共施設等マネジメント計画に掲げる次の基本方針に適合している。

①　施設総量の縮減

今後、人口減少等により現状の施設をすべて維持していくことは困難であることから、施設の総量を縮減することを基本とします。施設の健全性及び利用性等から総合的に判断し、統合、複合化、用途変更、廃止等により総量の縮減を図ります。

短期目標としては、建築物の延床面積にして 10%程度の縮減を今後 10 年間で推し進めるものとし、最終的には 20%の縮減を目指します。

②　点検・診断・維持管理の実施方針

定期的な法定点検・診断のほか、必要に応じて老朽度調査や耐震診断を行い、施設の劣化による町民サービスの低下や事故等の重大な問題発生を防ぐため、予防保全の考え方により早期の対応を図ります。

③　安全確保の実施方針

老朽化や点検・診断等によって危険性が認められた施設については、一時的な供用停止や応急措置等により、利用者の安全確保を最優先します。特に、多数の人が利用する施設は、緊急的・優先的に対策を講じます。

④　耐震化の実施方針

旧耐震基準の施設については、経過年数、利用状況、費用対効果等から優先順位を付け耐震化を進めます。耐震診断未実施の施設については、地震発生時の迅速な避難誘導等、ソフト面の対策を講じます。

⑤　長寿命化の実施方針

施設は、適切な修繕を行うことにより長寿命化（耐用年数の延長）を図ることができ、長期的な視点で見ると更新よりもコストが低く抑えられることが期待できます。点検・診

断結果等を基に費用対効果等から長寿命化が有利と判断される場合は、長寿命化の対策を講じます。

⑥　民間活力の活用

公共施設等の更新や長寿命化及び管理運営については、民間企業等の持つノウハウや資金、資産を積極的に活用することにより、効果的・効率的なサービス提供と財政負担の軽減が可能となることから、民間活力の活用を推進します。

施設整備や更新については、PPP・PFI などの民間資金やノウハウの導入について、費用や収入、サービスの向上の観点から総合的に検討します。

⑦　廃止施設の活用、処分

用途廃止した施設には、施設の健全性には問題がないが統合等により廃止した施設と、健全性に問題があり廃止した施設があります。健全性に問題のない施設については、転用または民間への貸付等により有効活用を図ります。健全性に問題のある施設や、検討の結果、活用の見込のない施設については、安全・防犯等の観点から計画的に解体を行います。

（３）　地域における情報化

ア　現況と問題点

デジタル技術の進展に伴い、行政サービスへの ICT の活用が進んでいる。本町においても、この潮流に対応するため、新たなシステムの構築や既存システムの合理化を図るとともに、庁内情報システムを適切に維持し、行政事務の省力化・高度化を図る必要がある。

イ　その対策

①　日常生活における利便性・安全性の向上や、行政のデジタル化による住民サービスの向上を図るため、高度情報通信ネットワークの環境整備に取り組む。

②　ＡＩを始めとする ICT 分野における情報通信技術の活用など、各産業分野の実情を踏まえた生産性の向上を促進する取り組みを強化することで、働く環境の整備や事業者の収益性向上につなげ、産業の発展を図る。

③　住民情報・円滑な自治体運営を保証するため、コンピュータウイルスや不正アクセス等への対策、人材育成等に努める。

設定する目標	目標値（令和 12 年）	基準値（令和 4 年）
七戸町公式 SNS の登録者数	2,700 件	888 件

ウ　計画

事業計画（令和 8 年度～12 年度）

持続的発展 施策区分	事業名 （施設名）	事業内容	事業主体	備考
地域における情報化	(2)過疎地域持続的発展特別事業 デジタル技術活用	●ICT 活用行政サービス推進事業 【事業概要と効果】 行政手続きのオンライン化や ICT を活用した各種行政サービスを実施することにより、地域における行政サービスの向上や手続きの利便性を確保することができる。	七戸町	

（4）　交通施設の整備、交通手段の確保

ア　現況と問題点

（ア）　東北新幹線、国道、県道、町道

本町は、青森市と県南地方を南北に結ぶ大動脈一般国道 4 号を軸に、みちのく有料道路、上北自動車道と津軽・南部生活圏を結び、県土を横断する国道 394 号が交わる交通の要衝である。また、主要地方道八戸野辺地線及び三沢七戸線のほか、一般県道 3 路線が補完する形で本町に配置されている。これらの路線を骨格として町道が連結され幹線道路網を形成している。

町道は、815 路線、総延長 584.7km あり、そのうち 1 級町道 31 路線、2 級町道 50 路線が幹線道路をなし、町内主要集落への連絡道として配置され総延長は 165.2km となっている。

幹線道路の整備状況は、全体を見ると改良率 86.7%、舗装率 91.5%となっている。しかしながら、幹線以外の町道には未整備の生活道路が多く、改良率 43.9%、舗装率 46.8%と低いことから地域発展の障害となっており、重要な社会資本である道路網のきめ細かな整備拡充をさらに図っていく必要がある。

さらに、道路や橋梁など社会資本ストックの老朽化に対応し、維持管理や更新による長寿命化を図ることも検討しなければならない。また、東北新幹線「七戸十和田駅」へのアクセス向上や観光・医療・経済を含めた地域の発展のため、下北半島縦貫道路、国道 394 号榎林バイパス等の早期完成が望まれている。

冬期間の交通確保対策として除雪ドーザ等の更新及び歩道除雪のため小型ロータリ除雪車を更新し、除排雪体制の強化を図ってきたが、住民ニーズの多様化や急激に進む少子高齢化等から、住民参加の雪対策の確立などソフト面の方策も考えていかなければならない。

表５―１　主要幹線道路（旧天間林村）　（単位：m）

	路　線　名	延　長	改良済延長	舗装済延長	級別
1	金沢・白石線	4,265.1	4,265.1	4,265.1	1
2	道ノ上・市ノ渡線	4,262.8	4,262.8	4,262.8	〃
3	中野・市ノ渡線	5,692.0	5,692.0	5,692.0	〃
4	鳥谷部・七戸線	1,074.6	1,074.6	1,074.6	〃
5	石沢・後平線	4,520.7	4,520.7	4,520.7	〃
6	森ノ上・小又線	1,696.0	1,696.0	1,696.0	〃
7	天間舘・道ノ上線	1,672.3	1,672.3	1,672.3	〃
8	十字路・長下線	1,211.8	1,211.8	1,211.8	〃
9	中野・森ノ上線	956.8	956.8	956.8	〃
１０	榎林・舟場向線	3,370.9	3,370.9	3,370.9	〃
１１	天間舘・附田線	2,914.0	2,914.0	2,914.0	〃
１２	貝塚・甲田線	4,395.7	3,597.9	3,597.9	〃
１３	昭和・二ツ森線	2,988.5	2,988.5	2,988.5	〃
１４	榎林・上北町線	2,006.8	2,006.8	2,006.8	〃
１５	榎林・才市田線	1,259.8	1,259.8	1,253.5	〃
１６	野崎・大浦線	696.1	471.9	471.9	〃
１７	二ツ森・千刈道ノ上線	1,090.0	974.8	966.2	〃
１８	底田・古和備線	1,117.3	1,117.3	1,001.9	〃
１９	天間舘・小又１号線	3,087.1	3,087.1	3,087.1	〃
	計	48,278.3 100.0%	47,141.1 97.6%	47,010.8 97.4%	1級 19路線

表５－２　主要幹線道路（旧七戸町）　（単位：m）

	路　線　名	延　長	改良済延長	舗装済延長	級別
1	七戸・鳥谷部線	3,747.1	3,747.1	3,747.1	1
2	小山平・牧場線	5,995.9	5,230.3	5,230.3	〃
3	城ノ後・野続線	2,578.6	461.7	2,578.6	〃
4	東大町・膝森線	2,795.7	2,795.7	2,795.7	〃
5	沼ノ沢・寺下・唐松線	5,359.0	1,273.9	1,323.6	〃
6	川向・天神林線	606.2	606.2	606.2	〃
7	七戸高校・太田野線	435.8	224.0	435.8	〃
8	天神林・城南児童館線	765.4	765.4	765.4	〃
9	川去・野々上線	3,522.7	3,522.7	3,522.7	〃
１０	川去・小松原線	818.9	818.9	818.9	〃
１１	太田野・下川向線	906.6	167.0	906.6	〃
１２	太田野・笊田線	814.9	369.5	418.5	〃
	計	28,346.8 100.0%	19,982.4 70.5%	23,149.4 81.7%	1級 12路線

（令和７年３月七戸町道路台帳路線一覧表）

（イ）　農道・林道

農道については、ほ場整備の進展とともに、中山間地域総合整備事業等により整備を進めている。

しかし、ほ場整備が進んでいない地域及び畑作地帯は未整備路線あるいは老朽路線が見られ、大型機械等の通行に支障が出ているため土地基盤整備と併せ農道整備を図っていく必要がある。

林道については、そのほとんどが国管理路線であるため利用率も高く、比較的整備されているが、民有林道は整備が遅れている。

（ウ）　交通手段の確保

本町の公共交通は、路線バス及びコミュニティバスが町民の交通手段として重要な役割を担っている。

路線バスは、通勤通学や通院等、日常生活において欠かすことのできない交通手段であるが、人口減少や生活様式の多様化に伴い利用者の減少が続いている。この状況が継続すると減便や不採算路線の廃止が懸念される。

コミュニティバスは、路線バス廃止区間や交通空白区域を解消するため、平成 19 年度から現在の体制で運行しており、ニーズに合わせたバス停の新設や経路変更を行っている。

今後は、デマンド交通や主要施設間のシャトルバス運行等、既存のコミュニティバス以外の交通体系の導入も検討し、町民が自動車を使用しなくても生活できるよう公共交通体系の再編・最適化を図る必要がある。

イ　その対策

（ア）　東北新幹線、国道、県道、町道

① 東北新幹線「七戸十和田駅」周辺の計画的な土地利用と道路整備を図る。

② 道路の幅員狭小及び交通量の増大に伴い、児童及び歩行者等の交通の安全が問題になっている箇所の解消を図る。

③ 道路の幅員狭小及び急勾配・急カーブ等で交通に支障となっている箇所の整備を図る。

④ 既設舗装の損傷・劣化等により、近年、道路管理上の苦情が増加しているため、順次舗装補修を図る。

⑤ 橋梁の老朽化等に伴い、補修及び架け替え等の費用を平準化し確保するために、令和 7 年度に橋梁長寿命化計画を見直し順次補修及び架け替え等を図る。

⑥ 道路側溝の老朽化に伴い、歩行者等が通行する際の支障となっている。また、流末が未整備の側溝も存在する。これらの箇所等の整備を図る。

⑦ 除雪機械等について、除雪機械や除雪機械車庫の老朽化により町民の生活に支障をきたすおそれがあるため、順次除雪機械の更新を図る。また、住民参加による雪対策を推進するため、除雪後の雪及び家庭の雪を道路に押し出さないよう、広報活動に努める。

設定する目標	目標値
道路、橋梁施設等長寿命化計画に基づく整備	①　橋梁点検結果に基づく健全度評価で区分Ⅲ(早期措置段階)を補修。 ②　15m未満橋について、健全度評価区分Ⅲを補修。 ③　幹線道路を中心に損傷レベルⅢ（40%以上）の路線を補修。

（イ）　農道・林道

①　ほ場整備の促進等により、農業機械の大型化に対応した農道整備を図っていく。

②　国・県の補助事業制度を有効的に活用し、年次計画により整備を推進していく。

③　林道については、民有林の人工植林の伐期に合わせ、計画的に整備を進め、作業の効率化に努める。

④　橋梁の老朽化等に伴い、架け替え等の費用を平準化し確保するために、令和元年度に策定した点検及び長寿命化計画に基づき順次補修及び架け替え等を行う。

設定する目標	目標値
道路、橋梁施設等長寿命化計画に基づく整備	①　橋梁点検結果に基づく健全度評価で区分Ⅲ(早期措置段階)を補修する。 ②　15m 未満橋についても順次補修する。 ③　損傷レベルⅢ(40%以上)の路線を順次補修する。

（ウ）　交通手段の確保

①　公共交通機関は、利用者の減少が続いており、経営的に赤字路線が増えているが、交通弱者を守る立場からその運行系統の見直しを働きかけるとともに、財政支援を行い交通機関の確保に努める。また、町民・町内企業に対するモビリティ・マネジメントに取り組み、公共交通の利用促進を働きかける。

②　東北新幹線七戸十和田駅を起点とした地域に適した運営・運行形態による交通の確保・再構築を図る。

③　コミュニティバスは、地域の実態に即した運行形態を検討する。また町民のニーズを把握し、デマンド方式等による運行体制を検討する。

④　耐用年数の経過したコミュニティバスについて、年次計画により更新するとともにコミュニティバス車庫及びコミュニティバス等待合所の修繕により、長寿命化を図る。

設定する目標	目標値（令和 12 年度）	基準値（令和 6 年度）
コミュニティバス・シャトルバス利用者数(年間)	31,000 人	30,489 人

上記に記載した全ての施設の整備に係る目標については、公共施設等マネジメント計画との整合を図り、長寿命化や集約化を行うものとする。

ウ　計画

事業計画（令和 8 年度～12 年度）

持続的発展 施策区分	事業名 （施設名）	事業内容	事業主体	備考
交通施設の整備、交通手段の確保	(1)町道 道路	昕・底田線 L＝500m、W＝7.0m	七戸町	
		川去・野々上線 L＝1,200m、W＝7.1m	七戸町	
		牧場・倉岡・底田線 L＝2,000m、W＝7.0m	七戸町	
		十字路・長下線 L＝350m、W＝7.5m	七戸町	
		二ッ森・千刈道ノ上線 L=300m、W=6.5m	七戸町	
		北口・牧場線 L=1,200m、W=6.5m	七戸町	
		黄金・金木線 L=550m、W=6.0m	七戸町	
		山屋・左組・牧場線 L=300m、W=7.0m	七戸町	
		中野・市ノ渡線 L=200m、W=6.5m	七戸町	
		笊田・天神林線 L=524m、W=2.3m	七戸町	
		白石・市ノ渡線 L=180m W=7.0m	七戸町	
		榎林 3 号線 L=200m W=5.5m	七戸町	
		蒼前7号線 L=500m W=7.5m	七戸町	
		市ノ渡・底田線 L=300m W=7.0m	七戸町	
		横町・下川向線 L=200m W=8.3m	七戸町	
		天間舘・附田線 L=850m W=8.3m	七戸町	
		金沢・白石線 L=150m W=7.0m	七戸町	

			森ノ上・小又線 L=200m W=6.5m	七戸町	
			城ノ後・野続線 L=200m W=6.3m	七戸町	
			昭和・寺沢線 L=400m W=6.0m	七戸町	
			榎林・才市田線 L=500m W=6.0m	七戸町	
			貝塚・甲田線 L=400m W=7.5m	七戸町	
			附田・十字路線 L=400m W=7.5m	七戸町	
			向中野・道ノ上線 L=800m W=6.5m	七戸町	
			太田野・下川向線 L=300m W=5.0m	七戸町	
			向町・金剛寺線 L=100m W=4.2m	七戸町	
			小山平・牧場線 L=500m W=8.0m	七戸町	
			横町・蛇坂・荒熊内線 L=250m W=7.0m	七戸町	
		橋りょう	橋梁補修　宇道坂橋 L＝41.0m	七戸町	
			橋梁補修　柏葉橋 L＝38m	七戸町	
			橋梁補修　榎林橋 L＝73.0m	七戸町	
			橋梁補修　左組橋 L＝18.0m	七戸町	
			橋梁補修　27の1号橋 L＝3.0m	七戸町	
			橋梁補修　治部袋下橋 L＝7.0m	七戸町	
			橋梁補修　海内橋 L＝3.0m	七戸町	
			橋梁補修　小滝橋 L＝6.0m	七戸町	

		橋梁補修 北の川目橋 L＝6.0m	七戸町	
		橋梁補修 大林橋 L＝10.7m	七戸町	
		橋梁補修 和田橋 L＝32.0m	七戸町	
		橋梁補修 鳥谷部橋 L＝15.0m	七戸町	
		橋梁補修 中村橋 L＝7.0m	七戸町	
		橋梁補修 治部袋橋 L＝18.0m	七戸町	
		橋梁補修 太田野橋 L＝9.0m	七戸町	
		橋梁補修 貝塚橋 L＝44.0m	七戸町	
		橋梁補修 市ノ渡橋 L＝11.0m	七戸町	
		橋梁補修 41の1号橋 L＝3.0m	七戸町	
	(6)自動車	コミュニティバス更新事業	七戸町	
	(8)道路整備機械等	グレーダ　　3.1m　1台	七戸町	
		ドーザ　11ｔ　2台	七戸町	
		ドーザ　16ｔ　1台	七戸町	
		小型ロータリ　1台	七戸町	
		凍結防止剤散布車 1台	七戸町	
		ドーザ　5ｔ　1台	七戸町	
	(9) 過疎地域持続的発展特別事業 交通施設維持	①町道橋梁点検及び長寿命化計画 ②作田隧道トンネル定期点検 ③舗装定期点検事業 ④道路構造物等定期点検事業 【事業概要と効果】 幹線道路と生活路線及びその橋梁の老朽化に伴い、橋梁長寿命化計	七戸町	

		画を策定しており、順次補修を進める。 　また道路については、計画的に補修を行い、地域住民の安心・安全な暮らしを確保する。		
	公共交通	●コミュニティバス等運行事業 ●交通路線維持費補助事業 【事業概要と効果】 　コミュニティバス及びシャトルバスを運行し、また路線バスの維持費を支援することにより、町民の交通手段を確保し、交通空白地域の解消、交通弱者の利便性の向上を図る。 また、東北新幹線七戸十和田駅を起点とした地域に適した運営・運行形態により二次交通の確保に努める。	七戸町	
		●地域公共交通計画策定業務 【事業概要と効果】 　荒熊内地区の開発を核とした、人口減少・少子高齢化に対応したコンパクトなまちづくり、賑わいのあるまちづくりを推進するため、第２次荒熊内地区開発計画や地域公共交通計画を一体的に策定する。	七戸町	
	その他	●農地整備事業調査計画策定業務 【事業概要と効果】 　農道の老朽化に伴い、整備計画を策定し、計画的に補修を行うことで、農業経営の安定化を図る。	七戸町	

エ　公共施設等マネジメント計画との整合

本計画に掲げる施設整備については、次に掲げる七戸町公共施設等マネジメント計画の方針に基づき実施する。

①　道路・橋りょう

道路や橋りょうなどの交通ネットワークの形成にかかわるものについては、その老朽化が住民生活に与える影響が大きいため、総ストック数の把握や点検を行い、トータルコストの縮減を図るとともに、適正な維持修繕工事を通じて予防保全を行い、健全な交通ネットワークの整備を図ります。

②　農林関係施設

農業・農村の多面的機能の維持・発揮を図るため、地域の共同活動（農地法面の草刈、水路の泥上げ、農道の路面維持等）を行う活動組織に多面的機能支払交付金を交付し支援しており、毎年度の点検・診断により農用地、水路、農道等の状態を把握し、維持修繕計画を立てて実施することにより、施設等の長寿命化及び中長期的なコストの削減を図ります。

（５）　生活環境の整備

ア　現況と問題点

（ア）　水道施設

本町の水道事業は、平成 21 年 2 月に旧町村の水道統合が認可された。

令和 6 年度末現在の普及率は 99％で、給水人口は 13,816 人となっている。給水人口の減少に加え、節水意識の浸透や節水器具の普及などにより水道の使用量が減少傾向にあり、今後も継続するものと考える。

浄水施設は 6 箇所を有しており、主要となる七戸浄水場は昭和 44 年、天間林第一浄水場は昭和51年に建設され、老朽化が進んでいることから施設の改修と設備の更新が必要となっている。

また、管路については、供用開始後 40 年を経過した管路の更新を計画的に進めているが、その後の拡張工事で布設した管路の更新も必要となっている。

（イ）　下水処理施設

本町の公共下水道事業は、七戸処理区と天間林処理区の 2 処理区を有しており、2 処理区ともに平成 14 年 4 月 1 日に一部供用開始している。令和 7 年 3 月 31 日現在の下水道整備進捗率は、七戸処理区・天間林処理区ともに 100%になっている。また、水洗化率は 73.9％となっており、七戸処理区は 70.8％、天間林処理区は 78.5％となっている。

農業集落排水事業は、中野処理区が平成 15 年 4 月 1 日、四ケ村処理区が平成 18 年 4 月 1 日に供用開始となっており、令和 7 年 3 月 31 日現在の水洗化率は 78.8%となっており、中野西処理区は 80.3%、四ケ村処理区は 78.1%となっている。

今後は、公共下水道事業認可区域の管渠整備を計画的に進めていく。また、公共下水道施設は供用開始後、おおむね 22 年経過し、農業集落排水施設は供用開始後、おおむね 18～21 年経過していることから、ストックマネジメント計画に基づいて処理場及び管渠等の下水道施設の定期的な点検・調査を実施するとともに、計画的な改築・更新を行っていく必要がある。

（ウ）　環境衛生

ごみ処理については、可燃物、不燃物ともに一部事務組合である清掃センター及び最終処分場において共同処理している。清掃センター設備の老朽化、及び最終処分場の容量の低下により処理能力が減退しているため、対策が必要である。

火葬場については、開設から 50 年以上が経過し老朽化が著しいことから、斎場を更新し、令和 3 年 11 月 1 日から供用開始した。また、し尿処理についても、衛生センターの老朽化により、処理能力が減退しているため、対策が必要となっている。

令和5年度末(最新実績値)の一般廃棄物の処理量（一人あたり1日に排出するごみの量）は1,023gとなっている。また、資源ごみのリサイクル率については、14.5%となっている。いずれの数値も青森県の目標値に達していない。今後は、町民に対し、ごみの排出量の削減や資源ごみのリサイクルに関する啓発活動の徹底を図り町民の意識向上に努める必要がある。

また、2050 年までに二酸化炭素排出量実質ゼロを目指し公共施設の省エネルギー化やクリーンエネルギーを活用し、ゼロカーボンシティとして脱炭素社会の実現に取り組んでいく必要がある。

（エ） 消防・救急・防災体制

常備消防、救急医療体制は中部上北広域事業組合（署員101名、化学車1台、タンク車5台、ポンプ車1台、水槽車1台、救助工作車1台、救急車4台、指令車3台、広報車1台、運搬車1台）の運営のもとに、消防力の強化及び救急業務の共同処理を行っている。

非常備消防にあっては、常備消防の補完として13分団（団員207名、ポンプ車13台）が組織されている。消防水利施設は消火栓449基、防火水槽130基となっている。

施設や設備の耐用年数経過に伴い更新しなければならないが、財政負担が大きいことから、計画的な更新が必要である。

また、近年、地震や豪雨等による大規模な自然災害が相次いでおり、防災体制の一層の強化と減災への取組を進める必要がある。

（オ） 町営住宅

本町の町営住宅は、合計254戸建設し管理している。しかし、耐用年数を超えている住宅が106戸（全体の41.7%）あり、老朽化が著しいため、今後計画的に修繕し、住環境整備に努めていく必要がある。

（カ） 公共施設

本町に存在する廃止された施設については、周辺環境や住民生活の安全確保への影響を考慮し、計画的な解体を行う必要がある。

イ その対策

（ア） 水道施設

① 重要なライフラインとして、平常時はもとより災害などの非常時においても安心・安全な水を安定供給するため、水質の安全性を確保しながら、継続的な漏水調査を実施し、老朽管の更新及び施設の耐震化を計画的に進める。また、施設規模の適正化を図り、コスト削減を目指す。

設定する目標	内容
浄水場施設改修及び設備更新	七戸浄水場（昭和 44 年設置）と天間林第一浄水場（昭和51年設置）の老朽化のため、施設改修及び設備更新。

（イ）　下水処理施設

計画的な下水道整備を行い、下水道整備進捗率の向上に努め、下水道の普及促進等を図る。

また、下水道施設の老朽化に起因した事故発生や機能停止を未然に防ぎ、安定的な稼働の確保を図る必要があることから、計画的な改築、更新を推進するとともに、ランニングコストにおいても縮減を図る。

設定する目標	目標値	内容
水洗化率	80%	公共下水道事業及び農業集落排水事業ともに水洗化率の向上を目指す。
下水道整備進捗率	95%	下水道整備済区域に整備効果の高い地域だけを加える等、真に必要な区域に限定するよう下水道区域の見直しを行う。

（ウ）　環境衛生

① 広域的な事業による施設については、火葬場、清掃センター、最終処分場及び衛生センターを計画的に整備する。また、ごみ処理については、処理体制の確立を図り、併せて衛生処理率の向上を推進する。

② 容器包装リサイクル法により空カン、空ビン、ペットボトル、紙類等資源ごみの分別収集が行われたことにより、ごみの資源化が進んだことから広報等の媒体を利用し、さらなる資源ごみのリサイクルを図る。

③ 不法投棄については、県不法投棄監視員により町全域の監視活動をしているところであるが、不法投棄されにくい環境づくりのために町民全体に対し不法投棄やポイ捨て防止に関する啓発活動を推進する。

④ 公共施設、民間住宅への太陽光発電の導入等で、脱炭素化を推進する。

設定する目標	目標値（令和 12 年度）	内容
一般廃棄物の処理量（一人あたり 1 日に排出するごみの量）	940 g	一般廃棄物の処理量および資源ごみのリサイクル率は、いずれも青森県の目標値に達していないことから、県の目標値の達成を目指す。
資源ごみのリサイクル率	17%	

（エ）　消防・救急・防災体制

① 常備消防については、消防力の増強、救急業務の強化等、広域体制で対応するとともに合理的な運営を図る。また、隣接市町村及び県内市町村の相互応援体制の強化も併せて図る。

② 老朽化したポンプ車や消防施設の更新を図るとともに、併せて屯所の整備も進めていく。

③　災害の多様化に対応し団員の資質、技術の向上を図るため、消防教育、訓練の充実に努める。
④　研修会の充実、他市町村との交流、レクリエーション等の実施により消防団の活性化を図る。
⑤　災害に対する防災意識を啓発するため、自主防災組織の育成を図る。
⑥　災害を防止するため、公共施設等の基盤整備を図る。

（オ）　町営住宅

①　住宅施策に係る現状と課題を把握して、令和 5 年度に策定した「七戸町公営住宅等長寿命化計画」に基づき、安全で快適な住まいを長きにわたって確保するため、町営住宅の更新整備を図る。

設定する目標	目標値
七戸町公営住宅等長寿命化計画に基づく整備	長寿命化計画に基づく町営住宅の維持管理

（カ）　公共施設

過疎地域持続的発展特別事業として、廃止された公共施設等については、法定耐用年数を経過しており老朽化が著しいため、解体及び撤去工事を施工する。

上記に記載した全ての施設の整備に係る目標については、公共施設等マネジメント計画との整合を図り、長寿命化や集約化を行うものとする。

ウ　計画

事業計画（令和 8 年度～12 年度）

持続的発展施策区分	事業名（施設名）	事業内容	事業主体	備考
生活環境の整備	(2)下水処理施設 公共下水道	七戸町公共下水道事業	七戸町	
		七戸町特定環境保全公共下水道事業	七戸町	
	(3)廃棄物処理施設 ごみ処理施設	中部上北清掃センター基幹整備事業	中部上北	
		第3期中部上北最終処分場建設事業	中部上北	
		中部上北清掃センター設備更新事業	中部上北	

	その他	中部上北最終処分場重機購入事業	中部上北	
	(5)消防施設	消防ポンプ自動車整備事業	七戸町	
		中部上北消防署消防車両整備事業	中部上北	
		中部上北消防署消防本部・各消防署整備事業	中部上北	
	(6)公営住宅	七戸町公営住宅長寿命化事業	七戸町	
	(7)過疎地域持続的発展特別事業 防災・防犯	●地域防災計画改定業務 【事業概要と効果】	七戸町	
	その他	●都市計画基礎調査業務 【事業概要と効果】 都市計画に関する現況及び将来見通しについて調査することにより、まちづくりの課題解決に活用できる。	七戸町	
		●第2次荒熊内地区開発計画策定業務 【事業概要と効果】 荒熊内地区の開発を核とした、人口減少・少子高齢化に対応したコンパクトなまちづくり、賑わいのあるまちづくりを推進するため、第2次荒熊内地区開発計画や地域公共交通計画を一体的に策定する。	七戸町	

エ　公共施設等マネジメント計画との整合

上記の施設整備については、次に掲げる七戸町公共施設等マネジメント計画の基本方針に適合している。

①　施設総量の縮減

今後、人口減少等により現状の施設をすべて維持していくことは困難であることから、施設の総量を縮減することを基本とします。施設の健全性及び利用性等から総合的に判断し、統合、複合化、用途変更、廃止等により総量の縮減を図ります。

短期目標としては、建築物の延床面積にして10%程度の縮減を今後10年間で推し進めるものとし、最終的には20%の縮減を目指します。

②　点検・診断・維持管理の実施方針

定期的な法定点検・診断のほか、必要に応じて老朽度調査や耐震診断を行い、施設の劣化による町民サービスの低下や事故等の重大な問題発生を防ぐため、予防保全の考え方により早期の対応を図ります。

③　安全確保の実施方針

老朽化や点検・診断等によって危険性が認められた施設については、一時的な供用停止や応急措置等により、利用者の安全確保を最優先します。特に、多数の人が利用する施設は、緊急的・優先的に対策を講じます。

④　耐震化の実施方針

旧耐震基準の施設については、経過年数、利用状況、費用対効果等から優先順位を付け耐震化を進めます。耐震診断未実施の施設については、地震発生時の迅速な避難誘導等、ソフト面の対策を講じます。

⑤　長寿命化の実施方針

施設は、適切な修繕を行うことにより長寿命化（耐用年数の延長）を図ることができ、長期的な視点で見ると更新よりもコストが低く抑えられることが期待できます。点検・診断結果等を基に費用対効果等から長寿命化が有利と判断される場合は、長寿命化の対策を講じます。

⑥　民間活力の活用

公共施設等の更新や長寿命化及び管理運営については、民間企業等の持つノウハウや資金、資産を積極的に活用することにより、効果的・効率的なサービス提供と財政負担の軽減が可能となることから、民間活力の活用を推進します。

施設整備や更新については、PPP・PFI などの民間資金やノウハウの導入について、費用や収入、サービスの向上の観点から総合的に検討します。

⑦　廃止施設の活用、処分

用途廃止した施設には、施設の健全性には問題がないが統合等により廃止した施設と、健全性に問題があり廃止した施設があります。健全性に問題のない施設については、転用または民間への貸付等により有効活用を図ります。健全性に問題のある施設や、検討の結果、活用の見込のない施設については、安全・防犯等の観点から計画的に解体を行います。

（６）　子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進

ア　現況と問題点

（ア）　子育て環境の確保

本町の教育・保育施設は、保育所が 1 か所、幼保連携型認定こども園が 4 か所設置されており、令和 7 年 4 月 1 日現在、待機児童はない。

今後も少子化傾向は続くが、子育てに関わる社会環境や家庭環境が複雑化していることから、それに対応したきめ細やかな子育て環境を整備しながら、少子化対策に取り組む必要がある。

（イ）　高齢者福祉

本町の 65 歳以上の高齢者人口は、増加傾向が続き、合併時の平成 17 年 3 月には高齢化率

25.95%であったものが令和7年3月末では43.47%となっている。

令和3年度に高齢者人口は頭打ちとなり減少傾向に転じているものの、それを上回る少子化及び人口流出により高齢化率の増加傾向は今後も続くと見込まれる。令和7年に団塊世代が75歳以上となり、令和22年には団塊ジュニア世代も65歳以上となる。時代の変化により高齢者の単独世帯や夫婦のみ世帯も増えていることから、独居高齢者の孤立や老々介護などが問題となっている。また、高齢者が地域の中で交流が少ない、家族との関わりが少ないなどの要因から認知症を発症する高齢者の増加も懸念されている。

本町では、令和6年度より第9期介護保険事業計画・高齢者福祉計画を策定し、介護保険事業を実施しており、要介護状態とならないよう介護予防に重点を置き、包括的・継続的ケアマネジメント機能の強化と「地域包括ケアシステム」の深化・推進を図るとともに、介護予防・生活支援サービス事業の取組をしている。その中核となる地域包括支援センターは、総合相談支援事業や権利擁護事業を実施しているが、高齢化率の上昇に伴い、今後更なる需要が見込まれている。

また、主に高齢者の入浴サービスを実施している総合福祉センターは、老朽化してきており、サービスに影響を及ぼさないよう長寿命化を図る必要がある。

（ウ）　障害者福祉

本町の障がい者は、3障害（知的・身体・精神）合わせて、令和7年4月1日現在、1,092人（障害者手帳等交付件数）となっており、そのうち65歳以上の高齢者が694人と63.55%を占めている。障害者福祉施策として、平成25年4月1日に施行された障害者総合支援法により、地域社会における共生の実現に向けて、障害福祉サービスの充実等、障がい者の日常生活及び社会生活を支援するため、高齢者福祉対策と有機的に連携してその対策にあたっている。

また、障がい者の中には就労を希望する者が一定程度いることから、就労場所の確保等についての対策及び健常者とのふれあい、交流機会の創出が望まれている。

イ　その対策

（ア）　子育て環境の確保

保育所及び認定こども園については、待機児童がないことから現在の施設において必要な保育の提供体制は確保されているが、出生率の低下等による乳幼児人口の減少を加味して、保育の提供体制の適正化及び質の改善等に努める。

また、安心して子どもを産み育てられる環境づくりを推進するため、地域子ども・子育て支援事業の充実、子育て世代包括支援センターによる包括的な相談支援体制を構築し、関係機関との連絡調整を行う等切れ目のない相談体制を整える。こども医療費・児童手当の給付事業を継続する。また、児童の放課後や長期休業時の望ましい遊び場や安心・安全な生活の場の確保のために放課後児童クラブの体制整備やサービスの向上を図る。

（イ）　高齢者福祉

①介護を必要とするものについては介護保険制度により対応し、その他の高齢者福祉サービスについては、多様化するニーズを捉え柔軟に対応する。

②一人暮らしの高齢者の孤立や認知症を防ぐため、見守り活動を推進するとともに、高齢者がそれぞれの地域で健康で充実した生活を送れるよう、地域の団体への加入促進及び活動内容の充実を図るための支援をする。
③高齢者の交通手段確保のため、コミュニティバスの運行経路の最適化を図る。
④高齢者に対する介護予防と保健事業の充実と向上を目指し、さまざまな取り組みを継続的に実施するため、保健・福祉サービスの拠点となる総合福祉センター及び保健センターの長寿命化や充実を図る。
⑤公民館事業で実施している高齢者の生きがいづくりを目的とした、いきいき大学の講義内容の充実を図る。

設定する目標	目標値
①気軽に相談、適切な支援に結び付けるサポート体制の構築	地域包括支援センターを核として関係する機関・団体・人と連携を図りながら重層的な支援体制を構築する。
②高齢者に対する個別支援体制の構築と地域における親睦活動や社会参加、社会奉仕の取組への支援	就労の場、社会奉仕の機会の充実としてシルバー人材センターの活用を促進、老人クラブ等の活動内容充実による参加支援を行う。
③自動車運転免許返納をしても地域間移動ができ、外出の楽しみを実感できる体制の構築	地域ニーズの把握と担当課との情報共有、町民意見の反映のため体制構築する。
④保健事業と介護予防の一体的な実施	高齢者の健康データ把握と介護予防の支援体制を作り「広報しちのへ」に掲載、改善データを可視化していく。

（ウ）　障害者福祉

①　障害福祉計画の作成によりニーズ把握を行い、障がい者の地域移行を促進するための支援を実施する。また、介護及び訓練等給付並びに地域生活支援事業を活用しながら、地域社会における共生を実現するため、地域社会の側へ働きかけの強化、地域における自発的な取組の支援、障がい者の就労、交流、社会参加の場の整備、拡充等を図る。
②　障がい者の高齢化に対応し、高齢者福祉との有機的連携を強化推進し、障害者福祉の総合的な充実を図る。

上記に記載した全ての施設の整備に係る目標については、公共施設等マネジメント計画との整合を図り、長寿命化や集約化を行うものとする。

ウ　計画

事業計画（令和 8 年度～12 年度）

持続的発展 施策区分	事業名 （施設名）	事業内容	事業主体	備考
子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	(7) 市町村保健センター及びこども家庭センター	総合福祉センター長寿命化事業	七戸町	
		総合福祉センターエアコン設置事業	七戸町	
	(8) 過疎地域持続的発展特別事業 児童福祉	●みらいかがやく子育て支援金 【事業概要と効果】 進学等準備に係る被服費・学用品費等の支出が集中する時期に合わせて、小学校入学前、中学校入学前、中学校卒業前に給付金を交付し、子育て世帯の経済的負担の軽減を図る。	七戸町	
		●こども医療費給付事業 【事業概要と効果】 0 歳から高校 3 年生までの医療費の自己負担分を無償化することで、安心できる子育て支援の環境の充実を図り、少子化対策に積極的に取り組む。	七戸町	
		●第４期子ども・子育て支援事業計画策定業務 【事業概要と効果】 幼児期の学校教育・保育・地域の子育て支援についての町民のニーズや社会情勢の変化などを踏まえ、子ども・子育て支援事業計画を改訂し、町民が安心して子どもを生み育てられる環境の整備を図る。	七戸町	
	障害福祉	●七戸町障害者計画・第 9 期障害福祉計画・第 5 期障害児計画策定業務 【事業概要と効果】 町が取り組むべき課題や障害福	七戸町	

		祉政策の方向性・サービス量等を定め障害者福祉の総合的な充実を図る。		

エ　公共施設等マネジメント計画との整合

上記の施設整備については、次に掲げる七戸町公共施設等マネジメント計画の基本方針に適合している。

① 施設総量の縮減

今後、人口減少等により現状の施設をすべて維持していくことは困難であることから、施設の総量を縮減することを基本とします。施設の健全性及び利用性等から総合的に判断し、統合、複合化、用途変更、廃止等により総量の縮減を図ります。

短期目標としては、建築物の延床面積にして 10%程度の縮減を今後 10 年間で推し進めるものとし、最終的には 20%の縮減を目指します。

② 点検・診断・維持管理の実施方針

定期的な法定点検・診断のほか、必要に応じて老朽度調査や耐震診断を行い、施設の劣化による町民サービスの低下や事故等の重大な問題発生を防ぐため、予防保全の考え方により早期の対応を図ります。

③ 安全確保の実施方針

老朽化や点検・診断等によって危険性が認められた施設については、一時的な供用停止や応急措置等により、利用者の安全確保を最優先します。特に、多数の人が利用する施設は、緊急的・優先的に対策を講じます。

④ 耐震化の実施方針

旧耐震基準の施設については、経過年数、利用状況、費用対効果等から優先順位を付け耐震化を進めます。耐震診断未実施の施設については、地震発生時の迅速な避難誘導等、ソフト面の対策を講じます。

⑤ 長寿命化の実施方針

施設は、適切な修繕を行うことにより長寿命化（耐用年数の延長）を図ることができ、長期的な視点で見ると更新よりもコストが低く抑えられることが期待できます。点検・診断結果等を基に費用対効果等から長寿命化が有利と判断される場合は、長寿命化の対策を講じます。

⑥ 民間活力の活用

公共施設等の更新や長寿命化及び管理運営については、民間企業等の持つノウハウや資金、資産を積極的に活用することにより、効果的・効率的なサービス提供と財政負担の軽減が可能となることから、民間活力の活用を推進します。

施設整備や更新については、PPP・PFI などの民間資金やノウハウの導入について、費用や収入、サービスの向上の観点から総合的に検討します。

⑦ 廃止施設の活用、処分

用途廃止した施設には、施設の健全性には問題がないが統合等により廃止した施設と、健全性に問題があり廃止した施設があります。健全性に問題のない施設については、転用または民間への貸付等により有効活用を図ります。健全性に問題のある施設や、検討の結果、活

用の見込のない施設については、安全・防犯等の観点から計画的に解体を行います。

（７）　医療の確保

ア　現況と問題点

（ア）　医療

本町の医療施設は、内科 2、歯科 4 の 6 診療所、そして中部上北広域事業組合が運営する病院として公立七戸病院があり、7 医療施設により町民の医療の確保を図っている。

特定診療科目については、医師不足のため、患者の多くは十和田市をはじめ他市町の医療機関に依存している状況となっている。

町民ができる限り住み慣れた地域で安心して医療・介護サービスを受けられるよう、地域の実情や町民のニーズに応じた適切な医療・介護サービスを受けられる体制づくりが必要である。

そのため、上十三地域自治体病院等の機能再編成による機能分化・連携体制を推進していく必要がある。

（イ）　保健体制

本町は、少子高齢化による総人口・生産年齢人口の減少、核家族化、仕事と育児の両立等、社会環境の多様化により、こころと体の健康問題を抱える町民が増えている。

生活習慣病予防及び重症化対策として、若い世代からの健康的な生活習慣の定着と改善に向けた予防活動の取組を進めるとともに、疾病の早期発見・早期治療のため、働き盛り世代の受診に配慮した日曜日健診の実施や 40 代・50 代の健診受診料無料化、初回精密検査費用の助成を実施している。

また、本町の自殺死亡率は、国と県の数値を上回っていることから、「七戸町いのち支える自殺対策計画」を策定し、関係機関と連携しながら自殺予防に取り組んでいる。自殺予防対策として、自殺率の高い傾向にある壮年期男性及び高齢期女性を対象とした心の健診を実施し、うつスクリーニングの結果を踏まえ、電話や家庭訪問を行い支援している。併せて、気づき・傾聴・つなぎ・見守りの役割を持つゲートキーパーの研修会を実施し、地域での見守り役を担う人材育成を行っているほか、若年者への取組として、困難やストレスに直面した際に信頼できる大人に助けの声を挙げられることを目標に、小学生を対象とした「こころの健康教室」等を開催している。さらに、自殺の背景として健康問題及び生活困窮等の経済的要因があることから、関係各課や関係機関との連携強化に努めるとともに、「相談窓口一覧表」を作成し、町民への情報提供を行っている。

健康問題や生活困窮等の困りごとは、複合的に要因が絡み合うことが多いことから、本町では関係各課を集約したワンストップ窓口を設置し対応している。町民が自立した生活を安心して送ることができるよう、引き続き健康問題や自殺防止、生活困窮への対策を充実させていく必要がある。

イ　その対策

（ア）　医療

① 地域の実情や医療ニーズに応じて、町民への包括的医療が提供される体制を構築するため、上十三地域自治体病院等の機能再編成による機能分化・連携体制を推進していく。

② 公立病院と個人医院を活用した保健・福祉・医療の一体的なサービス提供を推進し、町民と行政が一体となった健康管理体制を構築する。

（イ）　保健体制

① 健やかで、心豊かに安心して暮らせる町を目指し、住民と行政が一体となって健康づくりを推進する。

② 特定健診、がん検診の受診率向上のため、未受診者対策に努める。

③ 歯科保健向上のため、成人を対象とした歯周疾患検診受診率向上に努める。

④ 保健師、管理栄養士等の確保を図り保健福祉サービスの向上に努める。

（８）　教育の振興

ア　現況と問題点

（ア）　幼児教育

平成 27 年度から子ども・子育て支援新制度が施行され、就労状況に関わらず教育・保育が受けられる幼保連携型認定こども園を本町において開設した。幼児教育は、令和 7 年 4 月 1 日現在、3 か所の認定こども園の教育部門（1 号認定）において実施されており、利用定員 25 人に対し 8 人の児童が利用している。

今後は、少子化傾向が続くことが予測される中、利用定員の適正化と幼児教育の質的向上を図り、持続可能な提供体制を構築する必要がある。

表９―１　年齢別幼児数　　令和 7 年 3 月 31 日現在

年齢別幼児数	0 歳	1 歳	2 歳	3 歳	4 歳	5 歳
	38 人	41 人	47 人	58 人	53 人	60 人

（住民基本台帳）

（イ）　学校教育

小学校は 3 校で学級数 32 学級（うち特別支援学級 12 学級）、児童数 501 人（うち特別支援学級 74 人）となっている。中学校は 2 校で学級数 16 学級（うち特別支援学級 46 学級）、生徒数 297 人（うち特別支援学級 29 人）となっている。

学校施設については、七戸中学校校舎が昭和 60 年 3 月、屋内運動場が昭和 61 年 3 月に建設され、現在は経年劣化による損壊や設備の老朽化により、生徒の安全性の確保と教育環境の低下が問題となっている。

遠距離通学児童生徒には、小学校及び中学校ともにスクールバスを運行している。また、学校統合によりスクールバス路線の拡充が必要となる。

高等学校は 1 校で学級数 9 学級、生徒数 256 人となっている。少子化による人口減少が進

む中、県立高等学校教育改革推進計画に基づく学級数の削減や生徒数の減少が教育環境に大きな影響を与えることから、地元高校の魅力化を図り、持続可能な地域づくりを担う人材育成を推進し、教育の振興に取り組むことが求められている。

表９―２　小・中学校児童（生徒）数、学級数及び教育施設の状況　　令和７年５月１日現在

学校名	児童生徒数	学級数・校舎				屋内運動場（㎡）	プール施設（㎡）	危険校舎面積（㎡）
		普通	特別支援	面積（㎡）	不足面積（㎡）			
七戸小学校	197	6	6	3,826	0	1,004	―	―
城南小学校	88	6	2	3,884	0	1,158	―	―
天間林小学校	216	8	4	4,652	0	980	―	―
七戸中学校	168	6	4	5,405	0	1,582	―	―
天間林中学校	129	4	2	4,156	0	2,445	―	―

（学校基本調査）

（ウ）　社会教育

社会教育全体の状況として、学校教育以外で身に付ける「生きる力」や「生きがい」を学ぶための重要な教育であるにも関わらず、近年は急速に進む人口減少や少子高齢化により学習の種類や機会が減少している。そのような中でも、年齢や性別等を問わず、多くの町民から多様な学習機会の提供を求められていることから、公民館等の生涯学習施設の整備や、人財の掘り起こしによる指導者育成により、全ての町民が豊かな人生を送ることができるよう環境整備を行う必要がある。

青少年の健全育成は、家庭、学校、地域社会等が相互に連携・協力しながら推進する必要があるものの、人口減少による核家族化や地域コミュニティ活動の減少等により、地域住民と子供が接する機会が著しく減少している。

芸術活動は、精神的ゆとりや生活に潤いや生きがいを与えるために必要であるが、過疎地域では芸術に触れる機会は限られており、特に七戸町は大規模な文化施設が無いこともあり、芸術鑑賞の機会が少ない。鷹山宇一記念美術館は地域の芸術の拠点として重要な役割を担っているが、開館から３０年以上経過しており、老朽化により展示品や来館者への影響が出ないよう、計画的に修繕する必要がある。また、美術館のＰＲについて、ＳＮＳ等の多様な媒体による情報発信が求められている。

文化活動は、地域の文化に関わることで地域への愛着を深め、定住を促進し活性化にも繋がるため、地域住民による活発な活動展開が望ましいが、少子高齢化により基盤が弱まっている。

国際交流については、外国の生活・文化等に触れ合う機会の創出、外国語教育の充実等が求められているが、十分な機会が提供されていない状況である。また、インバウンドの増加により多様な国籍の外国人とのコミュニケーションが重要となっている事から、英語中心となっていた事業内容を見直す必要がある。

社会体育については、総合運動公園（野球場、多目的グラウンド、テニスコート）のほか、武道館、讃道館、屋内温水プール、ゲートボール場、屋内スポーツセンター等、スポーツ・

レクリエーション施設の整備が行われ、恵まれたスポーツ・レクリエーション環境のもと、こどもから高齢者までスポーツに親しみ、各種大会等で活躍が続いている。

こうした環境と活動を持続すると共に、町民がより主体的・継続的にスポーツ・レクリエーションに親しむことができるよう、施設整備と人材育成を含めた生涯にわたるスポーツ振興体制の確立と充実が必要となっている。

また、町民がスポーツ・レクリエーションを楽しむ拠点として整備した総合アリーナや総合運動公園をはじめとする老朽化が進む施設の改修、ニーズに即した機能強化等の計画的な施設整備と町民の施設利用率の向上、高齢者や障がい者がスポーツに参加しやすい環境づくり等の推進が重要となっている。

イ　その対策

（ア）　幼児教育

少子化傾向が続くことが予測されることから、既存の保育・教育資源を最大限活用しつつ、保護者からのニーズの把握や必要性を考慮し、適切な利用定員の確保と幼児教育の質的向上に取り組んでいく。

（イ）　学校教育

① 学校統合によりスクールバス路線を拡充することから、スクールバスを新規購入する。
② 七戸中学校校舎・屋内運動場の大規模改造工事を行う。
③ 町内小・中学校の校舎及び屋内運動場照明の LED 化を行う。
④ 天間林小学校校舎の改修工事のため、劣化度調査及び設計を行う。
⑤ 町内小・中学校の校舎及び屋内運動場の電気設備・機械設備を更新する。
⑥ 高校魅力化事業として、公設民営塾を開設し、キャリア教育など多様な学びの場を創出し、学校と地域が連携して教育環境の充実に取り組むことで、持続可能な地域づくりを担う人材育成を推進し、教育の振興を図る。

（ウ）　社会教育

① 中央公民館、南公民館及び中央図書館については、老朽化が進んでおり、今後の整備方針について検討していく。
② 社会教育における各種委員は、多様性を重視し、様々な視点から議論を行う。
③ 地域の子供の見守りに関する研修会等を開催する。
④ 全ての町民が多様な文化・芸術に触れる機会を提供するため、芸術団体や文化団体の育成・支援の強化に努める。さらに、鷹山宇一記念美術館、集会施設については老朽化が進んでいるため、計画的な整備により来場者が快適に利用できる環境を整える。
⑤ 外国文化研修施設への青少年の派遣について継続して実施するとともに、英語のみならず多様な国籍の外国人への理解とコミュニケーション力を深め、国際性豊かな人材育成に努める。
⑥ スポーツ・レクリエーション施設については、予防保全型の老朽化対策を進め、ライフサイクルコストの低減や持続可能な維持管理の実現を図り、また、利用者のニーズを踏まえた施設の機能強化と有効活用等を考慮し、総合運動公園をはじめとする各施設の計画的

な整備（更新、除却）と集約化を進める。

⑦　誰もが気軽にスポーツ・レクリエーション活動に取り組める機会を提供するため、スポーツに親しめる環境づくりとスポーツ活動を推進する人材の育成に努める。

⑧　スポーツ団体の支援体制を強化し、競技力向上のため、指導者の育成や次代を担う子どもたちへのスポーツの普及と健全育成を図る。また、スポーツ団体によるスポーツ教室や各種大会開催によるスポーツの普及活動を推進する。

上記に記載した全ての施設の整備に係る目標については、公共施設等マネジメント計画との整合を図り、長寿命化や集約化を行うものとする。

ウ　計画

事業計画（令和 8 年度～12 年度）

持続的発展 施策区分	事業名 （施設名）	事業内容	事業主体	備考
教育の振興	(1)学校教育関連施設 校舎	七戸中学校大規模改造事業	七戸町	
		天間林小学校校舎改修事業	七戸町	
		小学校施設照明 LED 化事業	七戸町	
		中学校施設照明 LED 化事業	七戸町	
	屋内運動場	七戸中学校屋内運動場大規模改造事業	七戸町	
	スクールバス	スクールバス新規購入事業 定員 45 名 2 台	七戸町	
	(3)集会施設、体育施設等 公民館	中央公民館長寿命化事業	七戸町	
		中央公民館調理室エアコン設置事業	七戸町	
	集会施設	倉岡生活改善センター等改築事業	七戸町	
		中野地区コミュニティセンター長寿命化事業	七戸町	
		白石地区コミュニティセンター長寿命化事業	七戸町	

		道ノ上地区コミュニティセンター長寿命化事業	七戸町	
		駒踊り伝承館長寿命化事業	七戸町	
		絵馬の里交流館長寿命化事業	七戸町	
		森ノ上地区コミュニティセンター長寿命化事業	七戸町	
		野々上福祉交流センター長寿命化事業	七戸町	
	その他	中央公園遊具設置事業	七戸町	
		ふれあいセンター大研修室エアコン設備改修事業	七戸町	
	(4)過疎地域持続的発展特別事業 体育施設	●総合運動公園費用対効果分析業務 【事業概要と効果】 公園の整備・運営が町全体にもたらす価値を客観的に評価し、より効果的な公園づくりに役立てることにより、町民の交流促進とスポーツの活性化を図る。	七戸町	

エ　公共施設等マネジメント計画との整合

本計画に掲げる施設整備については、次に掲げる七戸町公共施設等マネジメント計画の方針に基づき実施する。

①　学校教育施設

少子化に対応した活力ある学校環境の整備を行うため、校舎やグラウンドの老朽化に対し、改修又は更新等を行い、予防保全を導入するなど、中長期的なコストの縮減や予算の平準化を目指します。また、すでに使用されなくなった敷地内施設については、維持管理費用や児童の安全面を勘案し、解体撤去し跡地を利活用することを基本とします。

②　スポーツ・レクリエーション施設

スポーツ・レクリエーション施設の整備状況を見ると、拠点施設である総合アリーナや総合運動公園（野球場、多目的グラウンド、テニスコート）のほか、武道館、讃道館、屋内温水プール、ゲートボール場、屋内スポーツセンター等、恵まれたスポーツ・レクリエーション環境を有しています。そのことに伴い、施設全体の規模も大きいことから、基本的な情報や修繕履歴などのデータを継続的に整理し、コスト縮減、予算の平準化を図ります。

新規整備に関しては、ライフサイクルコストの低減を念頭に、利用者のニーズに即した形で、最適な施設規模、配置を目指します。

③　町民文化系施設

地域住民の利便性への配慮はもちろんのこと、利用状況や運営経費、災害発生時における避難所としての活用をはじめとする今後の事業展開の動向などを踏まえ、施設総量の縮減に重点を置いた視点と、施設配置の適正化に重点を置いた視点の双方から配置見直しの取り組みを進めていきます。

また、旧町村の公民館が現在も両方稼働しており、施設老朽化も進んでいることから、新規建設や既存施設の利活用を含め、トータルコストの縮減・最適配置を念頭に置いた整備を図ります。

（９）　集落の整備

ア　現況と問題点

本町の集落形態は、七戸地区と天間林地区に分かれ、特に天間林地区においては、大きく 11 地区に分けられ、大小 65 の集落で形成されている。

また、集落形態は社会的、地理的、歴史的背景のもとに形成されているため、集落の再編は難しいところである。

今後は地区の実情に応じた地域コミュニティを維持するため、地域資源や潜在能力に十分配慮するとともに、地方分権や少子高齢化社会など社会環境の変化に対応していく必要がある。

イ　その対策

集落づくりを展開するにあたり、地域の魅力を最大限に引き出し、また、地域に産業を創出するとともに、就労の場を確保し、若年層の人口流出に歯止めをかける。

また、集落内の生活関連道路等生活環境の整備を図るとともに、コミュニティバスの運行や冬期間の除雪体制等、交通確保に努める。

上記に記載した全ての施設の整備に係る目標については、公共施設等マネジメント計画との整合を図り、長寿命化や集約化を行うものとする。

（１０）　地域文化の振興等

ア　現況と問題点

本町には、国指定文化財 4 件、県指定文化財 6 件、町指定文化財 21 件、国登録有形文化財 9 件がある他、140 を超える埋蔵文化財包蔵地が確認されている。これら地域に残る文化財は、後世に伝えなければならない大切なものであり、その保存と保護を進めていく必要がある。特に、国指定の史跡七戸城跡と史跡二ツ森貝塚は、おのおのの時代において重要な役割を持つ貴重な遺跡であり、その保護と活用は本町に与えられた責務として臨まなければならない。

史跡七戸城跡は、中世に活躍した七戸南部氏の居城であり、平成 16 年に策定の「史跡七戸城整備基本計画策定報告書」では、各曲輪の整備方針が示され北館の建物復元整備を中心に公開活用を図ることとしているが、計画から多くの年数を経過していることから、計画の見直しを行う必要がある。

史跡二ツ森貝塚は、縄文時代前期中頃から中期末までのおよそ 1500 年にわたり、大きく変化する自然環境に適応しながら生活を営んだ人々の様子がわかる集落遺跡であり、平成 30 年策定の「史跡二ツ森貝塚整備基本構想及び整備基本計画」に基づき短期計画の整備を推進してきた。今後は、中期計画の中心となる現在の二ツ森貝塚史跡公園の再整備を進めるとともに、公有地化を進めた上で新たな整備計画策定に向けて取り組む必要がある。

閉校となった天間東小学校校舎を改修し令和 3 年にオープンしたガイダンス施設である二ツ森貝塚館については、計画的に駐車場や体験広場を整備し、同館を中心に情報発信や体験活動を行っている。しかし校舎自体は昭和 47 年築と非常に古く、平成 27 年に耐震補強を行っているものの、外壁や屋根等を計画的に修繕していく必要がある。

文化交流センターは、歴史民俗資料展示施設として収蔵品の展示を再整理し、キャプションを付けるなど、小中学校の社会科授業で活用できるように整備を行っている。今後は歴史に関する書籍も整備し、歴史学習施設として更に活用していく必要がある。

無形民俗文化財では、伝承活動を行えるよう発表の機会を提供するなどの支援を継続する必要がある。また、芸術文化により親しむ環境づくりを進めるため、芸術分野における人材の育成や子ども達が芸術文化活動に参加する機会づくりに取り組まなければならない。

イ　その対策

① 史跡七戸城跡の土地購入事業の推進を図る。
② 史跡七戸城跡の整備基本計画の見直しを図る。
③ 史跡二ツ森貝塚の土地購入事業の推進を図る。
④ 史跡二ツ森貝塚の東地区整備の推進を図る。
⑤ 二ツ森貝塚館の活用・充実を図る。
⑥ 縄文体験施設を整備し、縄文文化の普及と史跡二ツ森貝塚の振興を図る。
⑦ 文化交流センターの活用・充実を図る。

設定する目標	目標値
史跡七戸城跡土地購入	対象の土地　1 件
史跡二ツ森貝塚土地購入	対象の土地　1 件
二ツ森貝塚館の来館者数（年間）	7,777 人

上記に記載した全ての施設の整備に係る目標については、公共施設等マネジメント計画との整合を図り、長寿命化や集約化を行うものとする。

ウ　計画

事業計画（令和 8 年度～12 年度）

持続的発展 施策区分	事業名 （施設名）	事業内容	事業主体	備考
地域文化の振興等	(3)その他	史跡二ツ森貝塚買上事業	七戸町	

		史跡二ツ森貝塚整備事業	七戸町	
		史跡七戸城跡買上事業	七戸町	

エ　公共施設等マネジメント計画との整合

本計画に掲げる施設整備については、次に掲げる七戸町公共施設等マネジメント計画の方針に基づき実施する。

①　町民文化系施設

地域住民の利便性への配慮はもちろんのこと、利用状況や運営経費、災害発生時における避難所としての活用をはじめとする今後の事業展開の動向などを踏まえ、施設総量の縮減に重点を置いた視点と、施設配置の適正化に重点を置いた視点の双方から配置見直しの取り組みを進めていきます。

（１１）　再生可能エネルギーの利用の推進

ア　現況と問題点

本町では、令和３年７月７日に町内の二酸化炭素排出量「実質ゼロ」をめざす「七戸町ゼロカーボンシティ宣言」をした。また、令和５年３月に「七戸町ゼロカーボン総合戦略」を策定し、七戸町役場本庁舎をはじめとする公共施設への太陽光発電設備の設置、公用車に電気自動車及びハイブリッドカーの導入、一般家庭に対する再生可能エネルギー発電設備等の導入補助など、再生可能エネルギーや省エネルギーの積極的な推進を図っている。

今後においても、脱炭素社会の実現に向けた手段の一つとして、地域にある資源を活用してエネルギーをつくり、地産地消によるエネルギーの好循環化に取り組む必要がある。

イ　その対策

①　公共施設の省エネルギー化及び再生可能エネルギー発電設備の導入を推進する。

②　地産地消による再生可能エネルギーの好循環化に取り組む。

③　個人住宅や町内事業所への再生可能エネルギーの導入を促進する。

設定する目標	目標値（令和 12 年度）	基準値（令和 3 年度）
地域循環型の再生可能エネルギーの導入割合	22%	0%
公共施設への蓄電池導入割合	30%	0%

上記に記載した全ての施設の整備に係る目標については、公共施設等マネジメント計画との整合を図り、長寿命化や集約化を行うものとする。

ウ　計画

事業計画（令和 8 年度～12 年度）

持続的発展 施策区分	事業名 （施設名）	事業内容	事業主体	備考
再生可能エネルギーの利用の推進	(1) 再生可能エネルギー利用施設	公共施設再生可能エネルギー発電設備導入事業 【事業概要と効果】 公共施設に再生可能エネルギーを導入することにより、二酸化炭素排出量を削減する。	七戸町	
	(2) 過疎地域持続的発展特別事業 再生可能エネルギー利用	●再生可能エネルギー促進事業 【事業概要と効果】 一般家庭への再生可能エネルギーに対しての意識啓発等を行うことによって、再生可能エネルギー発電設備の導入を促進し、二酸化炭素排出量を削減する。	七戸町	

エ　公共施設等マネジメント計画との整合

上記のハード整備については、公共施設等マネジメント計画に掲げる施設類型ごとの管理に関する方針に適合する。

①　学校教育施設

少子化に対応した活力ある学校環境の整備を行うため、校舎やグラウンドの老朽化に対し、従来の改築を中心とした老朽化対策から長寿命化改修への転換を図り、予防保全を導入するなど、中長期的なコストの縮減や予算の平準化を目指します。また、すでに使用されなくなった屋外プール等の敷地内施設については、維持管理費用や児童の安全面を勘案し、解体撤去し跡地を利活用することを基本とします。

②　スポーツ施設

本町のスポーツ施設の整備状況を見ると、総合運動公園（野球場、多目的グラウンド、テニスコート）のほか、体育館、武道館、讃道館、屋内温水プール、ゲートボール場、屋内スポーツセンター等、恵まれたスポーツ環境を有しています。そのことに伴い、施設全体の規模も大きいことから、基本的な情報や修繕履歴などのデータを継続的に整理し、コスト縮減、予算の平準化を図ります。

新規整備に関しては、ライフサイクルコストの縮減を念頭に、利用者のニーズに即した形で、最適な施設規模、配置を目指します。

③　町民文化系施設

地域住民の利便性への配慮はもちろんのこと、利用状況や運営経費、災害発生時における避難

所としての活用をはじめとする今後の事業展開の動向などを踏まえ、施設総量の縮減に重点を置いた視点と、施設配置の適正化に重点を置いた視点の双方から配置見直しの取り組みを進めていきます。

（１２）　その他地域の持続的発展に関し必要な事項

ア　現況と問題点

自然環境の保全及び再生

本町は、西側一帯を八甲田連峰がそびえ、広大な国有林野が広がり、山麗から東に延びる丘陵は高低差が少なく、八幡岳を源とする多くの河川が流れ、その豊かな水源を利用した広大な水田地帯が形成されており、身近に田園風景と森林が広がる環境を感じる事が出来る地域である。

この豊かな環境を次世代へ継承するためにも、広く啓発を図り保全の意識を育むことが重要である。

しかし、町内では森林や河川に限らず不法投棄やごみのポイ捨て、道路脇や空き地などの雑草が繁茂するなど、景観上の阻害要因が多い。

また、本町では、森林所有者や森林組合等を主体とした森林整備を進めているが、木材価格の低迷による経営意欲の低下や所有者不明の森林の増加、担い手不足など多くの課題を抱え、その結果、造林未済地や管理放棄森林が増加しており、森林が有する多面的機能の低下が懸念されることから、町が主体的に森林・林業施策に取り組み、森林の健全化及び林業の振興を図っていくことが求められる。

イ　その対策

自然環境の保全及び再生

① 不法投棄については、県不法投棄監視員により町全域の監視活動をしているところであるが、不法投棄されにくい環境づくりのために町民全体に対し不法投棄やポイ捨て防止に関する啓発活動に努める。（再掲）

② 森林の将来像を見据え、町が主体的に森林・林業施策に取り組み、健全な森林管理を実施していくための基本方針を策定する。

事業計画（令和 8 年度～12 年度）過疎地域持続的発展特別事業分

持続的発展施策区分	事業名（施設名）	事業内容	事業主体	備考
1　移住・定住・地域間交流の促進、人材育成	(4)過疎地域持続的発展特別事業 移住定住	●ナナイロぐらしマイホーム補助 【事業概要と効果】 転入者または 45 歳以下の町民が町内に住宅を新築あるいは売買で取得した際の費用の一部を補助することにより、定住促進を図る。	七戸町	新築が増加することにより、定住者が増加し、人口増加によって経済の発展とともに住環境が向上し、住民が安心して暮らすことができる。
		●移住支援金 【事業概要と効果】 青森県全域で取り組む事業で、移住者が要件を満たしている場合に移住支援金を支給し、移住促進を図る。	国 青森県 七戸町	青森県への移住者の増加により、人口増加とともに経済が発展し、それによって、町の産業振興と住民の所得向上が図られる。
	人材育成	●地域おこし協力隊活用事業 【事業概要と効果】 地方の人口減少及び高齢化への対策として、都市住民を受け入れ、最長任期 3 年間で、農林漁業の応援、住民の生活支援などの地域協力活動に従事し、任期後の定住による地域活性化を目指す。	七戸町	住民の生活支援を行うことにより、住民が安心して充実した生活ができるようになり、それに伴う人口流出の減少とともに都市からの人口流入によって町の活性化が図られる。
2　産業の振興	(10)過疎地域持続的発展特別事業 商工業・6 次産業化	●6 次産業化推進事業 【事業概要と効果】 七戸町の農林水産物を活用し付加価値を高めた新たな加工品・販売・サービス等を自ら開発することにより所得向上につなげ、基幹産業である農業をはじめとする一次産業の振興と地域活性化を図ることを目的とし、その開発に取り組む個人・団体を支援する。	七戸町	開発された商品を販売することによって、住民所得が向上し、また関連する産業全体の発展が図られ、住民が安定した収入をもって安心して生活することができる。

3　地域における情報化	(2)過疎地域持続的発展特別事業 デジタル技術活用	●ICT 活用行政サービス推進事業 【事業概要と効果】 行政手続きのオンライン化や ICT を活用した各種行政サービスを実施することにより、地域における行政サービスの向上や手続きの利便性を確保することができる。	七戸町	オンライン化により、行政サービスの利便性が向上し、住民の負担が軽減されることにより、時間的余裕が生まれ生産性向上と町の活性化につながる。
4　交通施設の整備、交通手段の確保	(9)過疎地域持続的発展特別事業 交通施設維持	①町道橋梁点検及び長寿命化計画 ②作田隧道トンネル定期点検 ③舗装定期点検事業 ④道路構造物等定期点検事業 【事業概要と効果】 幹線道路と生活路線及びその橋梁の老朽化に伴い、橋梁長寿命化計画を策定しており、順次補修を進める。 また道路については、計画的に補修を行い、地域住民の安心・安全な暮らしを確保する。	七戸町	計画的な点検や長寿命化計画を実施することにより、持続的かつ適確な管理が可能となり、住民の交通安全確保と生活環境の充実が図られる。
	公共交通	●コミュニティバス等運行事業 ●交通路線維持費補助事業 【事業概要と効果】 コミュニティバス及びシャトルバスを運行し、また路線バスの維持費を支援することにより、町民の交通手段を確保し、交通空白地域の解消、交通弱者の利便性の向上を図る。 また、東北新幹線七戸十和田駅を起点とした地域に適した運営・運行形態により二次交通の確保に努める。	七戸町	交通空白地域の解消により、交通弱者の利便性が向上し、交流機会の増加によって充実した生活を送ることができ、町の活性化も図られる。
		●地域公共交通計画策定業務 【事業概要と効果】 荒熊内地区の開発を核とした、人口減少・少子高齢化に対	七戸町	魅力あふれるまちづくりを目的とした当計画を基に行政と町民が協働することで、

		応したコンパクトなまちづくり、賑わいのあるまちづくりを推進するため、第2次荒熊内地区開発計画や地域公共交通計画を一体的に策定する。		町の均衡ある発展と住民福祉の向上に資する。
	その他	●農地整備事業調査計画策定業務 【事業概要と効果】 農道の老朽化に伴い、長寿命化計画を策定し、計画的に補修を行うことで、農業経営の安定化を図る。	七戸町	農道の長寿命化計画を策定することにより、持続的かつ適確な管理が可能となる。
5　生活環境の整備	(7)過疎地域持続的発展特別事業 防災・防犯	●地域防災計画改定業務 【事業概要と効果】 地震災害・風水害・火山災害に対処するため、防災に関し必要な体制を確立するとともに、とるべき措置を定め、総合的かつ計画的な防災事務又は業務の遂行により、七戸町の地域並びに住民の生命、身体及び財産を保護し、被害を軽減して郷土の保全と住民福祉の確保を期する。	七戸町	計画を改訂することで、町民が安心して住み続けられる環境の整備が図られるため、将来にわたり過疎地域の持続的発展に資する事業である。
	その他	●都市計画基礎調査業務 【事業概要と効果】 都市計画に関する現況及び将来見通しについて調査することにより、まちづくりの課題解決に活用できる。	七戸町	安全な生活環境の確保を図るものであり、持続可能な地域社会の形成に資する。
		●第 2 次荒熊内地区開発計画策定業務 【事業概要と効果】 荒熊内地区の開発を核とした、人口減少・少子高齢化に対応したコンパクトなまちづくり、賑わいのあるまちづくりを推進するため、第2次荒熊内地区開発計画や地域公共交通計	七戸町	魅力あふれるまちづくりを目的とした当計画を基に行政と町民が協働することで、町の均衡ある発展と住民福祉の向上に資する。

		画を一体的に策定する。		
6　子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	(8)過疎地域持続的発展特別事業 児童福祉	●みらいかがやく子育て支援金 【事業概要と効果】 進学等準備に係る被服費・学用品費等の支出が集中する時期に合わせて、小学校入学前、中学校入学前、中学校卒業前に給付金を交付し、子育て世帯の経済的負担の軽減を図る。	七戸町	子育て世帯の進学等準備費用を交付することで、子育て世帯の経済的負担の軽減を図る。
		●こども医療費給付事業 【事業概要と効果】 ０歳から高校３年生までの医療費の自己負担分を無料化することで、安心できる子育て支援の環境の充実を図り、少子化対策に積極的に取り組む。	七戸町	子育て世帯の医療費負担を無くすことで、町民が安心して子育てができ、子どもの健全な成育につなげることができる。
		●第４期子ども・子育て支援事業計画策定業務 【事業概要と効果】 幼児期の学校教育・保育・地域の子育て支援についての町民のニーズや社会情勢の変化などを踏まえ、子ども・子育て支援事業計画を改訂し、町民が安心して子どもを生み育てられる環境の整備を図る。	七戸町	子育て支援の内容及び量に関する調査・把握により計画を改訂することで、町民が安心して子どもを生み育てられる環境の整備が図られるため、将来にわたり過疎地域の持続的発展に資する事業である。
	障害福祉	●七戸町障害者計画・第９期障害福祉計画・第５期障害児計画策定業務 【事業概要と効果】 町が取組むべき課題や障害福祉政策の方向性・サービス量等を定め障害者福祉の総合的な充実を図る。	七戸町	町が取組むべき課題や障害福祉政策の方向性・サービス量等を定めることにより障害者福祉の総合的な充実に資する。
8　教育の振興	(4)過疎地域持続的発展特別事業 体育施設	●総合運動公園費用対効果分析業務 【事業概要と効果】 公園の整備・運営が町全体に	七戸町	本分析に基づき、施設の適切な修繕・改築・更新を実施することで、町民の交流促進と

		もたらす価値を客観的に評価し、より効果的な公園づくりに役立てることにより、町民の交流促進とスポーツの活性化を図る。		スポーツの活性化を図り、健康で文化的な生活につなげることができる。
１１　再生可能エネルギーの利用の推進	(2)過疎地域持続的発展特別事業 再生可能エネルギー利用	●再生可能エネルギー促進事業 【事業概要と効果】 一般家庭への再生可能エネルギーに対しての意識啓発等を行うことによって、再生可能エネルギー発電設備の導入を促進し、二酸化炭素排出量を削減する。	七戸町	一般家庭に再生可能エネルギーの導入を促進することにより脱炭素化を図り、地球温暖化を防止することにより、環境が保全され、災害を防止するなど、住民の安全な暮らしにつなげることができる。